

○議事日程

令和5年12月14日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

9 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君

○欠席議員

1 名

10 番 岩田晴義君

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島英雄君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
会計管理者	者	井上哲也君
総務部	長	小関久志君
総合政策部	長	三輪学君
福祉部	長	中村宏泰君
土木部	長	安田悟君
住民部	長	岩田恵司君
総務課	長	服部貴司君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 堀 場 康 伸
書 記 西 脇 信 一 郎



開議

午前 9時59分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なお、10番 岩田晴義議員は、欠席届が提出されておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番 後藤友紀議員、6番 松原浩二議員の2名を指名します。



第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 皆様おはようございます。

9番議員木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、コラボ授業の実施状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

コラボ授業とは、教科の壁を越え、複数の授業をコラボレーション、共同して取り組むもの。1つの課題を複数の教科の知識を使って考える授業と理解しております。

2021年より、この新しい学習指導要領が全国実施され、全国の中学校で行われ始めていると聞いております。実施するには、他教科の教員同士が協力し、1つの授業をつくり上げるという共同学習の準備が最も重要なポイントではないかと思っております。

ある中学校では、1年間で12のコラボ授業が実施されていて、生徒たちから大変人気だそうでございます。例えば、コラボ授業の一つとして、技術と美術のコラボ授業では、技術で学ぶLED照明機器の製作と美術のデザイン思考の学習を掛け合わせた授業でございます。中学2年生の授業で、技術でハンダごてを使って電子回路の作成でランプを作り、美術でランプシェードを組み合わせた学習です。生徒の感想で、女性生徒なんですけど、ハンダごてを使っての電子回路の作成には興味がなかったけれども、美術と組み合わせることで楽しく取り組むことができたという感想があります。

またもう一つの例として、理科の観察と体育の遠投のコラボ授業です。どうしたら遠くにボールを投げることができるかという課題に対して、まずボールを投げる映像をタブレットで撮影し、自身のフォームを観察、その後、やり投げのオリンピック選手やプロ野球選手などの投げ方の動画を見て改善点を出し、実際に自分のフォームを修正し、投げてみることで記録が大きく伸び、理科が少し苦手だったが大好きな体育にも生かせると知って、理科に対する見方が変わったという生徒の声があるということです。またほかにも、国語の詩や随筆文の執筆と美術で文章に沿った絵巻物を描くコラボ授業も紹介されていました。

教科別の授業は一つ一つが専門的になりがちで、生徒にとって何のためにこの勉強をしているのかが分かりにくくなる傾向にあるといます。しかし、授業が組み合わせることで、学んだ知識を活用できる機会が生まれ、生徒たちが学ぶ意味を捉えやすくなる、そして生徒たちは主体的に学ぶようになり、思考力や判断力、表現力が鍛えられていくとありました。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ目、岐南町の小・中学校でのコラボ授業の実施状況をお聞かせください。

2つ目、コラボ授業実施を進めていく上での課題等をお聞かせください。

3つ目、コラボ授業の今後の計画等をお聞かせください。

以上で1項目めの質問は終わります。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 教育長 野原弘康君。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

木下議員の1項目め、コラボ授業の実施状況と今後の計画の1番目のご質問、岐南町の小・中学校でのコラボ授業の実施状況についてお答えをいたします。

初めに、小学校の事例について何点かお伝えしたいと思っております。

1点目、国語科の教材文で説明された体験や実験を生活科や理科の授業で実際に行い、そのまとめをするなど、書く力を高める指導と自然事象の理解を結びつけた実践を起こっております。また、学校行事と国語科の学習と関連づけ、体験活動の内容を

新聞や作文につづったり、お礼の手紙を書いたりする活動も行っております。

2点目、給食の献立にハッピースープというものがございますけれども、その食材について、栄養価や地産地消などを根拠として考え、各グループのアイデアを英語のプレゼンテーションで提案をします。またその中から選ばれたメニュー1点が実際に給食で提供されたという事例もございます。

また、理科の人体の消化器官の仕組みの学習と食べ物の栄養価の学習を関連づけた授業も実施しております。

これらの実践につきましては、栄養教諭が中核となって行っております。

3点目、総合的な学習の時間で、地域の人々の暮らし、地域経済・福祉、あるいはまちづくりをテーマとすることで、社会科の学習と関連をした学習を進めております。

4点目、道徳の時間に学ぶ価値とふだんの生活や授業と結びつけ、意図的・計画的な教育活動を進めております。

続きまして中学校では、総合的な学習の時間において、生徒の興味・関心に応じたテーマを設け、教科横断的な学習を行っております。

4点ほどご紹介しますが、福祉分野では、家庭科の授業と関連を図り、保育実習を通して園児との関わり方を学んでおります。

産業の分野では、社会科の学習と関連を図り、備中農園の方と交流し、岐南町の産業について考えております。

災害の分野では、保健体育の学習と関連を図り、避難所での生活の仕方や運営を学んでおります。

貧困の分野に関わりましては、社会科の学習と関連を図り、貧困問題における社会的な背景を学ぶことができます。

このように本町の小・中学校におきましても、教科、それから特別な教科道徳、そして特別活動、総合的な学習の時間など、関連を持たせた授業を行っております。

続いて2番目のご質問、コラボ授業実施を進めていく上での課題についてお答えをいたします。

こうした授業を推進するに当たり、各教科における学年ごとの指導内容の関連を検討いたします。望ましい実践と判断できれば、複数教科の教員で指導内容や評価の仕方を協議し、教材の準備を進めていくこととなります。

こうしたことを踏まえまして、次の3点が課題として上げられます。

1点目、授業としては1つでございしますが、関連する教科に合わせて児童・生徒の評価をする必要がございます。その際、複数の評価が児童・生徒にとって、より望ま

しい結果をもたらすよう配慮しなければなりません。

例えば、木下議員のご質問にありましたLEDを使った電気スタンドの製作では、技術・家庭科の技術分野、エネルギー変換の技術と、美術科の表現、それぞれの内容においてそれぞれに目標があり、授業においてもそれぞれの狙いがありますので、その狙いを達成できるよう留意する必要があります。

2点目、教材化をするに当たって、全体を統合してカリキュラムマネジメントをする教員であるとか、あるいは授業準備のイニシアチブを取る教員を育成する必要があります。

3点目、学びをより深めるために講師を招聘する場合もごございますが、学校と外部人材をつなぐコーディネーターを担える人的支援が必要となってまいります。

児童・生徒にとって魅力があって、そして興味・関心・意欲を持ちながら見方や考え方を深め、確かな知識・技能を身につけるとともに、学びに向かう力を高めていく授業を目指したいと考えております。

最後に、3番目のご質問、コラボ授業の今後の計画についてお答えをいたします。

例えば、小学校4年生では、国語科で説明文教材「世界にほこる和紙」を学び、同時期の社会科で、特色ある地域と人々との暮らしの単元において美濃和紙を学んでおります。さらに、東小学校と西小学校では、美濃和紙会館への社会見学、北小学校では、紙すきの出前授業を実施しており、同じ学年で類似する学習内容が3つあります。

こうした内容を一つのテーマ、いわゆるカリキュラムマネジメント、あるいは教科横断的な学習として位置づけることによって、学ぶ内容を整理し、ゆとりの時間を生み出すこともできます。そうした時間を体験活動に位置づけることで、児童・生徒のより実感の伴った主体的な学びにつながると考えます。

これまでも連携した学習活動を行っておりましたが、今後も、児童・生徒が学びに向かう力を強く持ち、授業に臨めるよう、教材開発の工夫に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目めの質問に移ります。

災害時の帰宅困難者への対応と対策についてお尋ねをいたします。

過日、新聞に、岐阜県の42市町村の昼間と夜間の人口差を表す昼夜間人口比率が掲載されておりました。そこには、流出人口、流入人口、昼夜間人口比率が示されておりました。岐南町は、流出人口1万513人、流入人口9,302人と、昼夜間人口比率は95.3%で、42市町村中で19位でした。昼夜間人口比率が100を超えると、昼間の人口が夜間の人口より多いことを示します。昼間、どれくらいの人がいて、また、岐南町

からどれくらいの方が他市町に出ていっているかが分かることで、災害時の帰宅困難者の対応、また他市町から岐南町に帰ってこられない人に対する対策の必要性を改めて考えさせられました。

また、岐南町は交通の要所でもあることも災害時の帰宅困難者の因となることも考え、対応も必要であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ目、以前にも災害時の帰宅困難者の一時避難所について質問をした折のご答弁で、老人福祉センターを計画予定しているとのことでしたが、現在もその施設を予定され、計画されていますか、お聞かせください。

2つ目、一時避難とはいえ、帰宅困難者への水、食料、寝具等の備蓄品に対してはどのようにお考えでしょうか。私は、町民のための備蓄品とは別に、帰宅困難者用の備蓄品を用意しておくべきと考えます。いかがお考えで、計画されておられますか、お聞かせください。

3つ目、災害時、岐南町外で災害に遭遇し、岐南町に帰ってこられない町民もおられると思います。岐南町からの昼間の流出人口は、先ほど申しましたように1万513人とありました。数字からも考えられることです。そういったときのための対象の対策の一つとして、非常時の安否確認や連絡、情報、収集の手段の一つであります災害時用の伝言ダイヤル171の使い方を町民に広く周知することも必要と考えます。そして、平時に体験利用できる日時がありますので、防災訓練の一つとして体験を啓発、推進することも必要と考えます。平時の体験可能な日時は、毎月1日と15日、正月の三が日、そして防災とボランティア週間の1月15日午前9時から21日の午後5時まで、そして防災週間8月30日午前9時から9月5日午後5時までです。こうした訓練についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 木下議員の2項目めの災害時の帰宅困難者への対応と対策についての1つ目のご質問、現在も災害時の帰宅困難者の一時避難所として老人福祉センターを予定しているかについてお答え申し上げます。

本町における帰宅困難者は、次の2つの場合が想定され、町の地域防災計画にも位置づけられております。

1つ目は、町内の事業所等に勤務の方が帰宅困難となる場合でございます。これらの方々は原則、むやみに移動を開始せず、その場にとどまっておられ、状況に応じて帰宅できるよう、町においては主要経路の状況の把握をし、道路情報の迅速な提

供に努めることといたしております。

2つ目は、名古屋中心部等からの徒歩による帰宅困難者でございます。これらの方々は、発災後から半日ないし1日以内に分散して、本町を縦貫している幹線道路の国道21号線、22号線、156号線を経て移動するものと想定されます。そういたしますと、役場は国道の近くでございますので、一時休憩所の場所として役場を目指す可能性が大いにあると考えられます。

帰宅困難者の対応は発災直後に限定されること、また帰宅困難者は疲労状況でも一刻も早く帰宅し、家族の安否を確認したい気持ちが強いと想定されますことから、一時的な休憩場所になると予想されます。そうした場合、町といたしましては、指定避難所としていない役場北側に位置する老人福祉センターを一時休憩所として開放する計画といたしております。

続きまして、2つ目のご質問、帰宅困難者への水・食料・寝具の備蓄について、どのように考えているかについてお答え申し上げます。

防災備蓄計画につきましては、岐阜県が平成25年2月に公表した岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査から、養老―桑名―四日市断層地震が、本町における一番多くの避難者を想定しており、その避難者数は4,048人となっております。この数字を目安として、最低1日分の備蓄を行っており、現在、アルファ化米1万5,450食、クラッカー7,660食、ビスコ1万500食、飲料水5,100リットルを備蓄しております。

また、その他にも民間企業と生活物資の確保に関する協定を締結しており、災害時には物資の確保及び供給の要請をすることができるように整えております。これらは、十分に想定避難者を賄える量であるため、帰宅困難者に対しても分け隔てなく町で保管している備蓄品の中から対応できると考えておりますが、少しでも多くの避難者に対応できるよう、今後はアルファ化米につきましては2万食を備蓄目標として増やしてまいります。

また、事業所でも従業員を一定期間事業所内に留め置くことができるように、備蓄やスペースの確保などを周知してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目のご質問、防災訓練の一つとして、災害用伝言ダイヤル171を平時の体験利用ができる日時を周知し、体験を推進してはどうかについてお答えを申し上げます。

災害用伝言ダイヤル171は、NTT東日本・NTT西日本が、地震など大災害発生時に、安否確認、見舞い、問合せなどの電話が急激に増加し、電話がつながりづらい状況が数日間続くことから、この状況の緩和を図るため、災害時限定の電話サービスとして、平成10年3月31日から提供されております。

災害用伝言ダイヤルは、電話番号や携帯電話等の番号をキーとして、音声を録音・再生できるボイスメールとなっております。また、その他にインターネットを利用して、文字にて伝言情報を登録・閲覧できる災害用伝言板（web171）を、平成24年8月30日から提供されております。こちらはスマートフォンにも対応しております。

災害用伝言ダイヤルなどは、非常時の連絡・安否確認などの手段の一つとなり得ます。災害用伝言板につきましては、町の防災関連のホームページにも掲載いたしております。災害用伝言ダイヤルは、地震等の災害発生時のみ利用することができますが、平時にも体験利用できる日があることを総合防災訓練時や防災週間等で広報紙や防災行政無線、LINEを活用して町民へ広く周知し、体験利用を促していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 続きまして、3項目めの質問に移ります。

コミュニティバスをより利用していただくためにお伺いをいたします。

令和4年9月1日から運行のコミュニティバスは、岐南町ホームページにもありますように、高齢者をはじめとする町民の買物や通院、そして通学者の移動手段として利用していただくために始められた福祉バスでございます。

そこで、今回は通学者、中でも自転車通学の中学生に焦点を当てて提案、質問させていただきます。

雨の日、またこれから冬場の雪が降り、また寒さで道路が凍結する日など、特に中学生の自転車通学での事故が心配であります。そうしたときに、コミュニティバスの学割の回数券や学割の定期券を発行して通学に利用できれば、コミュニティバスの利用促進や通学時の事故防止、そしてまた子育て支援の一つともなるとは思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で質問は終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（櫻井 明君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 木下議員の3項目めのご質問、コミュニティバスをより利用していただくためについて、お答えいたします。

このたびのコミュニティバスに関する議員のご提言は、自転車で岐南中学校に通う生徒に対して、雨や雪、道が凍結する冬の朝など、通学が大変なときにコミュニティバスの利用をしやすくするため、運賃を割引してはどうかというものでございます。

ご質問にお答えするに当たり、岐南中学校の生徒の登下校について、教育委員会に

尋ねてまいりました。ある一定のルールがありますが、柔軟な対応をしているとのことでもあります。例えば、病気などの理由により、コミュニティバスを通学に利用することは手段の一つであり、利用を希望する生徒は、まず保護者から学校に連絡していただくことになろうかと思えます。

本町が運行するコミュニティバスは、小学生、中学生は、保護者の同行がなくても、1乗車100円で利用することができます。年齢や、お住まいの地域に関わらず、どなたでもご利用いただけるのがコミュニティバスであります。運賃に関して申し上げます、お得にご利用いただけるコミュニティバス回数券は、既に実施済みであります。

議員のご指摘のとおり、高齢化が顕著に進展する中、コミュニティバスの利用者を増やしていくことは、交通事業者である岐阜バスと共に取り組んでいかなければならない喫緊の課題であると認識しております。

岐南町地域公共交通計画の中で、目標達成のために行う事業として上げたコミュニティバス定期券導入については、これらの取組として課題を整理しているところであります。

また、質問にあるような事業について調べてみたところ、公共交通利用促進を目的とした市町村は、茨城県の常陸太田市のみであります。ただ、対象はコミュニティバスでなく路線バスでありました。これは、中学生がバスの乗り方を知らないということでもありますので、バスの乗り方を知るためにも常陸太田市が取り上げたものであります。しかしながら、町のコミュニティバス事業で対応できないか検討するよう、担当課には指示をしたところであります。

コミュニティバス事業は、関係者の皆様のご理解とご協力の下、令和4年9月から運行を開始しております。地域の多様なご意見などに耳を傾けながら、皆様の暮らしを支える基盤的サービスであり続けられるよう、これからも、交通事業者と共に努めてまいります。以上であります。

○議長（櫻井 明君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 1点再質問させていただきます。

今の町長のご答弁で、行政側のご答弁は理解をいたしました。視点を変えまして、教育長にお尋ねいたします。

通常の通学、また自転車通学地域の生徒が、天候やけが等で徒歩通学、自転車通学を控えたい場合等、コミュニティバス利用の通学をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

コミュニティバスのバス停も、岐南中学校前と岐南中学校北の2か所ございます。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の再質問についてお答えをいたします。

生徒が何らかの理由から日頃の手段で登校ができない場合がある、そうしたことを察します。そうしたときは、コミュニティバスの利用も登下校の一つの選択肢としてコミュニティバスを使っただけであればいいということを思っています。そういうふうに捉えています。

大事なことは、生徒の安全な登下校、これはまず第一、一番大事にしなきゃならないことですので、学校側もそれはやっぱり把握をする必要があると思います。したがって、その際は学校のほうへ一報を、ご連絡いただければありがたいと思いません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。10時40分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員 村山でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより4つの項目について分割方式で質問させていただきます。

まず質問事項1番目、水道施設の現状と今後についてご質問させていただきます。

水は人工的に作り出すことのできない大切な資源であるとともに、飲み水や、あるいは洗濯、お風呂、トイレなど生活に欠かせない存在であります。蛇口をひねれば出てくる水、ふだんあまり気にすることのない水道の現状を町民の皆様にも広く知っていただくため質問いたします。

まず1つ目、町の水の性質及び水質についてご質問させていただきます。

水の性質を表すものに硬度というものがあります。硬度とは、水中に含まれるカルシウムとマグネシウムの量を表したものであります。WHO（世界保健機関）の定義では、1リットル当たり硬度60ミリグラム未満が軟水とされております。町の水道の硬度についてお伺いいたします。

昨今、各務原市では国の目標値を超える有機フッ素化合物が検出されました。発がん性物質が含まれた水道水による健康被害が懸念されております。町の水質検査態勢についてお伺いいたします。

2つ目、水道水をつくるための費用及び水道料金についてお伺いいたします。

改めて言うまでもありませんが、水道事業は地方財政法により経営に伴う収入のみをもって運営することとなっております。よって、町が管理する一般会計から独立し、利用料金で事業の採算を取らなければならないという原則、いわゆる独立採算制があります。水道水をつくるためには多くの費用がかかります。その費用は、使用していただいている町民の皆様にご負担していただいております。水をつくるための費用は市町村ごとで異なるため、当然、市町村によって水道料金は異なりますが、岐南町の場合、一般家庭1か月の料金はどれだけでしょうか。

参考までに、令和2年度の料金の全国平均は1か月約3,300円となっております。

3つ目、水道管の耐震性及び老朽化対策についてお伺いいたします。

水道管の寿命は約40年とされております。管が古くなると、当然亀裂が入ったりして断水が多く発生する原因にもなります。また、古い水道管は耐震性も低いため、大きな災害時には被害の拡大と長期化が心配されます。町民の皆様にご安心・安全な水道水を届け続けるためには、機械設備や水道管を維持、更新していかねばなりません。

機械設備の点検、今後の水道管の更新計画についてお伺いします。

また、小学校の授業で水道施設の見学を取り入れていただき、子供たちにも関心を持っていただくことも必要であります。町内小学生に対して、社会科の授業の一環として水道施設の見学の時間を設けてはどうでしょうか。どこから水が来るのか、どうやって水がきれいになるのかなど、水への関心を学ぶ機会の提供を求めます。子供たちの将来のためにも水道施設を維持し引き継いでいかねばなりません。ご所見をお伺いします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 村山議員の1項目めのご質問、水道施設の現状と今後についての1番目、町の水の性質及び水質についてお答えいたします。

本町の水道事業は、昭和32年7月簡易水道事業が創設され、昭和46年3月には簡易水道事業を上水道事業として統合いたしました。

その後、給水人口の増加や生活水準の向上、経済発展など水需要の増大に対応するため水源地などの拡張を行ってまいりました。

本町には、中央水源地、東水源地、再整備中の西水源地と3つの水源地がございます。各水源地の水源は地下水であり、その源流は長良川の伏流水とも言われております。清流長良川は、環境省の名水百選や日本の水浴場88選にも選定されており、その地下水を地下100メートルからくみ上げております。水源が地下100メートルの深井戸で水質が良好であることから、浄水方法としましては砂の除去と塩素消毒のみを行っ

ております。

また、水質の管理では、水質検査の適正化と透明性を確保することを目的に、水道水質検査計画を策定しており、この計画に従い検査を実施しています。水質基準が適用される給水栓、水源を検査地点とし、水道法で検査が義務づけられる検査項目としております。給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査を毎日1回、また一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等の検査につきましては毎月1回行っています。

議員ご質問の本町水道水の硬度につきましては、直近検査でもカルシウム、マグネシウム等1リットル当たり55ミリグラムから70ミリグラムと軟水の傾向を示しております。

昨今、新聞報道等で取り上げられることの多いPFOS、PFOAなど有機フッ素化合物の汚染につきましては、今年8月3日に3水源地の取水井戸7か所において水質検査を実施いたしました。

検査の結果、7か所全てにおいて、国の定める水質管理目標設定項目1リットル当たり50ナノグラム以下であり本町の水道の安全が確認できました。

なお、検査の結果につきましては、岐南町のホームページにて掲載いたしております。

続きまして、2番目のご質問、水道水をつくるための費用及び使用料についてお答えいたします。

令和4年度における本町の給水状況としましては、年間総配水量367万3,854立方メートル、総有収水量280万3,706立方メートル、有収率76.3%、令和4年度末時点での給水人口は2万6,137人であり、普及率は99.5%でございます。

令和4年度の水道事業会計、収益的収支は、総事業収益2億9,386万8,000円。内訳としましては営業収益の給水収益が1億9,139万8,000円、営業外収益では他会計補助金5,664万4,000円など合計1億125万1,000円でありました。

なお、他会計補助金5,664万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道料金の軽減措置としまして、令和4年12月から令和5年3月請求分までの水道料金に対して一般会計からの充当です。総事業費用2億3,203万3,000円。令和4年度の純利益は6,183万5,000円を計上しております。

水道水1立方メートルをつくる費用、給水原価は、経常費用から長期前受金戻入を引き年間有収水量で割ったものでございますが、令和4年度における給水原価は1立方メートル当たり67.36円でありました。

それに対し、水道利用者からいただく水道料金、供給単価は、給水収益を年間総有

収水量で割ったものでございますが、令和4年度における供給単価は1立方メートル当たり68.27円であります。

令和4年度決算における経営成績は、料金水準の妥当性を示す料金回収率101.35%であり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況となっております。

議員ご質問の岐南町一般家庭の平均水道料金でございますが、単身世帯、企業、店舗の多い本町におきましては、平均を捉えることが困難であることから、岐阜県都市建築部企業課調べの岐阜県下一般家庭用上水道料金調書の数値をご紹介させていただきます。

岐南町水道料金は1か月当たり20立方メートルのご使用で税込み1,703円です。なお、近隣の岐阜市が2,579円、各務原市2,431円、笠松町1,607円であり、県平均2,822円と比べましても本町は安価となっております。

しかしながら、電気料金などエネルギー価格の高騰による給水原価の上昇が懸念されますことから、水道料金につきましては、今後、見直し、検討作業が必要と考えております。

続きまして、3番目のご質問、水道管の耐震性、老朽化対策についてお答えいたします。

町民の皆様安全で良質な水道水を安定的に供給するため、岐南町第6次総合計画では、老朽化施設や管渠施設の改修・更新を計画的に実施し、災害に強い水道づくりに取り組むこととしております。

今後想定されます南海トラフ巨大地震に備え、耐震化を含む災害対策は喫緊の課題であります。

こうした中、平成29年3月に持続、安全、強靱を目標とした岐南町水道ビジョンを策定しました。この岐南町水道ビジョンの施策課題の一つであります水道施設の耐震性の確保につきましては、順次、既設水道管の布設替え工事を実施しているところでございます。

また、水源地の各種機械設備につきましても、定期点検を実施するなど不具合箇所の早期発見に努め、修繕費のコスト縮減、平準化を図っております。

町内の水道・配水管延長は、令和5年3月末時点で15万3,488メートルあり、水道管の耐震化、老朽化に伴う布設替え工事は多額の費用を要しますことから、効率的・効果的に進めていく必要がございます。

本町の各水源地から避難所へ配水する主要配水管から順次耐震化工事を実施しており、対象となる主要配水管延長は1万4,270メートルございます。主要配水管の耐震化工事は、平成20年度から実施しており、令和4年度末整備済み延長8,895メー

ル、耐震化率62.3%であります。

今年度につきましては、北小学校から西水源地までの間688メートルの主要配水管耐震化工事を行っており、今年度末の耐震化率は67.1%を予定しております。

また、現在工事中の西水源地につきましても、耐震性を有し、より安定的に水道水を供給できる施設となります。工事中につき、この3年間、小学生を対象とした西水源地での施設見学は実施できませんでしたが、来年度より岐南町の水道を学ぶ機会に活用させていただきます。

厚生労働省では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、新たな中長期目標を掲げております。自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減することを目的とし、基幹管路の耐震化率を令和10年度達成目標60%と定めています。

本町は、既にこの目標を達成しておりますが、水道事業者として、今後も施設耐震化・更新を実施し、清浄、低廉でおいしい水を安定供給し続けられるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 土木部長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

障害者に優しいまちづくりを目指して。

日本で生活している障害者数は約788万人と言われております。全人口の6%、決して少ない数字ではないと思います。当町における18歳以上の障害者の推移は、重複障害が含まれるため合計数は延べ数になりますが、令和5年4月1日において、身体に障害のある方は880人、知的障害のある方は175人、精神障害のある方は227人、発達障害のある方は184人の合計1,466人になります。18歳未満の障害児の方の延べ人数が291人ですから、合計1,757人になります。概算ではありますが、岐南町の全人口の約6.7%に当たります。障害者にとって就労は自立した生活を送るための手段であると同時に、社会参加や生きがいづくりでもあります。

私は、さきの6月定例会で、障害者雇用促進法、いわゆる企業に義務づけられている障害者の雇用率について質問いたしました。

来年度の法定雇用率の改定に向け、公共職業安定所や商工会、当事者である身体障害者の方、社会福祉協議会などで構成された就労部会で、雇用促進の強化策について議論するとのご答弁を福祉部長からいただきました。

今回は、町民誰もが平等に生活しやすいまちづくりを目指すためにも2つの項目についてご質問いたします。

まず1つ目、障害者差別解消法についてご質問いたします。

これは、正式名称は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律であります。この法律は2016年4月に施行され、障害のある人への差別をなくすことで、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しております。

令和3年にこの障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化されます。この法律は行政機関や民間の企業や事業者に対して、主に2つのことを求めています。

1つは合理的配慮の提供、もう一つは不当な差別的扱いの禁止であります。

合理的配慮とは、障害のある人から社会にある障害を取り除くために何らかの対応を必要としているという意思が伝えられたときに、負担が大き過ぎない範囲内で対応することを求められています。とりわけ企業や事業者の場合は対応に努めなければなりません。民間の企業や事業者による取組が積極的に行われるようにするための仕組み、啓発活動を求めますが、今後の町の取組についてお伺いいたします。

2つ目の不当な差別的な取扱いの禁止とは、文字どおり障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を禁止しています。この法律は同一の民間事業者によって繰り返し障害のある方の権利利益の侵害に当たるような差別が行われ、自主的改善ができない場合には、報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うといった行政措置ができることになっています。直ちに罰則を科すことはありませんが、同一の民間事業者によって繰り返し障害のある方の権利利益の侵害に当たるような差別が行われた場合などは、罰則規定として20万以下の過料の対象となります。

改正法の施行について広く町民に周知を図ることが必要であると思います。町の取組についてお伺いいたします。

2つ目、地域生活支援拠点等についてご質問いたします。

この地域生活支援拠点等については、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所者等の活用を可能にすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えるとともに、体験の機会の提供を通じて、施設や病院、親元から離れグループホームや独り暮らしなどの生活の場へ移行をしやすくする支援を提供できる体制を整備したりすることなどによって、障害者等の地域生活を支援することを目的としております。

具体的には、地域生活支援拠点等が備えるべき機能として、居住支援のための5つの機能、いわゆる相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確

保・養成、地域の体制づくりを掲げております。

地域生活支援拠点等については、自治体が定める第6期障害福祉計画、これは令和3年度から5年度に係る国の基本指針において、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとしています。

地域生活支援拠点等のさらなる整備の推進や機能の強化をはじめ、障害者の住まいであるグループホームや、地域での独り暮らしの障害者を支える自立生活援助の充実などを含め、障害者等が地域で安心できる支援体制の構築についてお伺いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の2項目め、障害者に優しいまちづくりを目指してに関する1番目のご質問、障害者差別解消法についてお答えいたします。

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる共生社会の実現を理念に掲げております。

同法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じ、誰もが共存できる社会環境を目的としております。

国が示す合理的配慮とは、例えば、視覚障害のある方に手や体の一部を支えて案内をする。聴覚障害のある方に筆談や手話で対応する。車椅子の方をエレベーターまで案内しドアを開けるなどであります。

合理的配慮の提供につきましては、これまで公的機関等は義務、他の民間事業者は努力義務とされておりましたが、同法の改正に伴い、令和6年4月1日より民間事業者も義務化されます。

改正内容の周知につきましては、岐南町商工会などの協力の下、商工会会員への普及啓発と対応への理解を求めていくとともに、民間事業者が実施する職員研修において、県やハローワークの出前講座を積極的に活用していただけるよう案内してまいります。町民に対しましても、町の広報媒体を通じ、町民一人一人が自発的に差別解消に取り組むことができるよう働きかけてまいります。

これまで福祉課の窓口におきましては、援助や配慮が必要な方のためのヘルプマーク、あるいは必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするヘルプカードの配布を行っております。

また、聴覚が不自由な方に対するコミュニケーションの配慮や理解を求める耳マー

クを、本庁舎や公民館などの公共施設に掲示し、筆談が必要な方などに対応できるよう努めており、引き続き、障害者が安心して相談できるよう改善を重ねてまいります。

続きまして、2番目の地域生活支援拠点等についてお答えいたします。

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で必要な日常生活、または社会生活を営むための支援を受け、社会参加の機会が確保されること、またどこで誰と生活するかを選択の機会が確保されることとあります。

しかしながら、障害者の数が年々増加する反面、施設入所の長期化や人員不足などから希望する施設への入所が限られ、将来に不安を抱えながら在宅生活を送る方も増えております。

障害者・障害児やその家族が地域で安心して暮らし続けていくためには、緊急時の相談や短期入所等での受入れ体制、入所施設や病院から安全な地域生活への移行、親元から自立し地域生活に向けた体験機会の確保などの課題がございます。

これらの身近な生活課題を解決するため、国は各市町村、または各圏域に1か所以上の地域生活支援拠点等を確保することを努力義務としております。

本町における地域生活支援拠点等の進捗状況でございますが、令和4年度までの障害者総合支援協議会におきまして、整備方法や運用方法などの議論を重ねてまいりました。

本年度は、既存の障害福祉事業所が有する施設機能を有効に活用することにより、町内の事業所に協力を依頼し、障害者の受入れの可否の確認を進めている段階でございます。

今後、地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所は、町のホームページに掲載し周知してまいります。

さらに、障害者を介護する親族の急病や障害者の心身の急変など、緊急時にスムーズに短期入所につなげられるよう、障害者や親族より障害者の心身の状況等について福祉課に事前登録いただけるよう働きかけてまいります。

障害の重度化や障害者の高齢化、親亡き後に残された障害者生活がいつ訪れようとも、安心して地域で暮らすことができる環境やサービス体制を着実に整えてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 福祉部長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

活動的で活力あふれる高齢社会の実現を目指して。

令和6年度から第9期岐南町高齢者福祉計画が実施されます。令和7年には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上の高齢者となります。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して楽しく暮らしていけるまちづくりが必要です。具体的な取組についてお伺いいたします。

まず1つ目、高齢者が笑顔になるまちづくりの推進について。

娯楽文化活動の支援や普及を図り、高齢者の健康の維持増進や介護予防、認知症予防等具体的な取組についてお伺いします。

ここで私は1つ具体的な施策を提案させていただきます。

具体的な施策として、カラオケの普及を提案いたします。カラオケは日本が生んだ最大の娯楽文化であると同時に、歌うことにより健康効果が実証されております。ストレスの解消、筋肉が鍛えられる、あるいはダイエット効果、血液循環の促進、若返り、認知症予防、歌うことはいいことづくめであります。

1月19日はカラオケの日、9月第2土曜日はファミリーカラオケの日、そして10月17日はカラオケ文化の日と社団法人全国カラオケ事業者協会が制定しております。

特に御高齢の方はカラオケが大好きであります。さきに述べたように、歌うことによる健康効果が実証済みですので、歌う機会を増やす施策をご検討ください。

2つ目、高齢者の就業の促進についてお伺いいたします。

コロナ禍後、特に労働力人口が減少し人材確保が困難な状況が日々報道されております。定年退職された高齢者なども元気で若々しいです。働く場所が欲しい高齢者も多々お見えだと思います。国のほうも高齢者雇用促進の給付制度、また定年制度の延長など様々な施策に取り組んでいます。

町においてもシルバー人材センターのみならず、商工会、職安とも情報共有し、企業の担い手不足の解消に取り組んでいただき、高齢者雇用の拡大を望むものであります。取組についてお伺いします。

3つ目、高齢者向けグループホーム等の利用者と地域の人々が交流する機会の創出についてご質問いたします。

高齢者向けグループホーム等で生活してみえる方と、地域の人々との交流を増やすことにより、ひきこもり、認知症の改善、予防につながりますし、高齢者が子供たちと接することにより喜びを感じると思います。

また、子供たちへの情操教育にもつながると思います。交流機会を増やしていただけることを望みます。取組についてお伺いいたします。

4つ目、超高齢社会に対応した持続可能な介護を目指して。

介護を必要とする人の数だけ必要な介護の形があると思います。一口に介護といっても、それを必要とされる方の置かれている状況は様々で、人の数だけ介護があると言っても過言ではありません。

ところが、介護従事者は慢性的に不足しております。人手不足は介護の質の低下にもつながります。ましてや介護の現場は苛酷であります。現実として介護を望んでいて、介護施設を利用している方の中には、理不尽な要求をされている方も見えるかもしれません。利用者、介護スタッフを、ともに笑顔にすることが持続可能な介護につながると思います。

町としての介護事業所及びそこで従事している方への支援等の施策は重要であります。また、持続可能な介護に向けて官民一体となって取り組むよう希望します。ご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の3項目め、活動的で活力あふれる高齢社会の実現を目指してに関する1番目のご質問、高齢者が笑顔になるまちづくりの推進についてお答えいたします。

現在、令和6年度から3年間を計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めているところでございます。

昨年度、高齢者や介護支援関係者を対象にアンケートを実施しましたところ、将来の不安について、「とても感じる」「多少感じる」と回答した方が約8割。その不安要因の理由を「健康」と回答した方が約9割にも上りました。

健康寿命や平均寿命の延伸により、長い老後を健康で充実した生活を送ることは町民共通の願いであります。高齢者が笑顔で生き生きと暮らすことができる環境整備は、若い世代の将来生活の安心にもつながり、活力あるまちづくりを進める上で重要な要素でもあります。

本町ではこれまで、介護予防や疾病予防と並んで、余暇活動や地域ボランティアなど高齢者の生きがいづくりにも取り組んでまいりました。例えば、老人体育大会、グラウンド・ゴルフ大会、囲碁将棋大会、余技作品展のほか、岐南いきいき大学や各種公民館講座での趣味や文化に関する生涯学習事業などでございます。

そこで、議員ご提案のカラオケの普及についてであります。ご承知のとおり世界中に普及しているカラオケは、日本発祥の文化として50年以上の歴史があり、なじみ深い身近なレジャーとして親しまれています。歌うことによる心身への効能は、免疫細胞の活性化や嚥下機能の向上といったアンチエイジング効果、幸せホルモンと言われるアドレナリンの分泌活性化、脳の刺激による聴覚障害や認知症の予防改善など医

学的にも立証されております。

また、10曲の歌唱で1キロのジョギングと同等効果が得られ、閉じこもりがちな高齢者の運動不足解消や健康維持にも効果が期待できます。

本年10月に開催した岐南フェスタでは、地区予選を勝ち抜いた60歳以上の方9名によるカラオケ発表会を開催し、多くの観客の声援で盛り上がり大変好評を博したところであります。

現在、やすらぎ苑、くつろぎ苑、老人福祉センターの3施設の和室には通信カラオケ機器が備えてあり、主に高齢者の愛好家にご利用いただいております。

それらを踏まえ、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、さらにはコロナ禍で減少した高齢者の外出機会や居場所の創出を目指すため、公共施設やカラオケ機器を有効活用した次年度以降の新たな取組を検討してまいります。

続きまして、2番目の高齢者の就業の促進についてお答えいたします。

国における高齢者雇用促進の基本的な考えは、働き手の年齢を問わず、働き続けられる社会を実現することにあります。少子化や人口減少によって労働人口が減少し、長く人材確保が困難な状況が続いておりますが、経験や知識が豊富な高齢者の雇用は、中小零細企業を中心とした人手不足解消の対策の一つであります。高齢者自身も経済的安定はもちろん、労働という社会参加を通じた生きがいづくりや健康増進につながります。高齢者の雇用促進の代表的な存在として、全国組織のシルバー人材センターがあり、本町では、約170人の高齢者で構成されております、一般社団法人岐南町シルバー人材センターが活躍しております。高齢者が長年培ってきた経験や知識を生かすことのできる就業・雇用の機会を創出するため、同センターに対し、町の公共施設の管理や清掃、公園の草刈りなど積極的にお願しております。

また、本町におきましては、会計年度任用職員として、働く意欲のある65歳以上の方を15名雇用しているところであります。高齢者の就労を通じた社会参加は、地域のつながりや活性化のためにも重要であると考えておりますので、引き続き、役場職員として雇用を促進するとともに、町民や事業者に対しましても高齢者雇用の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、3番目の高齢者向けグループホームなどの利用者と地域の人々が交流する機会の創出についてお答えいたします。

町内の高齢者向けグループホームや地域密着型特別養護老人ホームでは、地域住民と介護施設が連携し、地域との交流を図ることを目的とした運営推進会議を定期的で開催しております。

会議には、自治会や老人クラブの代表者、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支

援センターなどが参加しており、地元の介護施設に対する理解を深める場や地域づくりの拠点としての役割を果たしております。

これまで行われてきた地域と介護施設との交流といたしまして、自治会の清掃活動に施設入所者が参加、職場体験として岐南中学校の生徒の施設受入れ、高齢者が集う地域サロン活動への施設入所者の参加、施設敷地内の農園における保育園児との交流など、コロナ禍で中止が続いておりましたが、現在はコロナ禍前の状況に戻りつつあると伺っております。

これらの交流は、施設入所者にとっては介護予防や認知症予防、地域住民にとっては、地域の仲間意識の醸成や災害時の相互協力など様々なメリットがあることから、これらの交流機会が少しでも増やせるよう運営推進会議を通じて働きかけてまいります。

次に、4番目のご質問、超高齢社会に対応した持続可能な介護を目指してについてお答えいたします。

現行の医療及び介護の提供体制は、世界に誇る国民皆保険制度や介護保険制度の下で着実に整備されてまいりました。

しかしながら、急速に少子高齢化が進む中、2025年までにいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会がピークを迎えます。こうした中であっても、町民一人一人が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活し人生の最期を迎えることができる環境を向上させることは、行政や社会に課せられた重要な課題であります。

本町では、こうした課題に速やかに対応する組織として、平成27年度9月より、笠松町と合同で在宅医療・介護連携推進協議会や認知症対策協議会を設置し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を支える地域ケアシステムの構築や認知症対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者割合の増加に加え労働人口の大幅な減少により、介護をはじめとする社会保障の負担増や介護の担い手不足がさらに深刻化することが予想されております。

町としましても、介護職員の不足がサービス低下を招かないよう、介護ロボットやICT技術導入に対する補助制度のあっせんや介護事業所への指導による人員配置の適正化など介護現場の負担軽減や業務効率化を支援してまいります。

また、介護や福祉サービスを維持していくために、これまで支援される対象であった高齢者が支援の担い手として期待されるなど、地域における高齢者の役割は大きく変化し、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加の推進がますます重要となることが

想定されます。

例えば、町内3か所で実施されております運動自主サロンでは、参加者の中でリーダー的な存在である介護予防サポーターが、当事者ならではの視点で運動メニューや脳トレーニングの内容を企画・立案し、講師として参加者の介護予防を担っております。

今後さらに高齢化が進んだとしても、持続可能な地域生活の実現に向けて、町民それぞれの自立と尊厳を支える体制を将来にわたって整備していくことが求められます。

在宅医療・介護連携推進協議会や認知症対策協議会などの協議体をはじめ、医療関係者や介護事業所、福祉事業所、地域住民などの協力の下、地域包括ケアシステムをさらに発展させてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 福祉部長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入ります。

魅力あるまちづくりの取組について。

先日、岐阜県山県市で市制20周年記念イベントが行われました。この主立った内容で、紙鉄砲の音でリレーというのでギネス記録に挑戦をしたみたいですが、残念ながらギネス記録の挑戦は達成できませんでしたが、多くの人と一緒に20周年を祝う企画は市民皆様に残ったようであります。

岐南町も令和8年には町制施行70周年を迎えます。町の魅力発信の力強い取組についてお伺いするとともに、70周年に向けての施策を、今からでも遅くはないと思いますので、検討していったらどうかと思います。

さて、私は、昨年からは誹謗中傷、人権問題について様々な角度から一般質問させていただきました。

そして、今定例会においても、櫻井議長宛てに岐南町議会議員政治倫理条例の原案を提出し、議長からもスピード感を持って必ず条例化するという決意を頂戴いたしました。我々議員も襟を正し魅力あるまちづくりに取り組むことが肝要であります。そうしたことを考え、2つの点について質問させていただきます。

まず1つ目、岐南町の親善大使についてお伺いいたします。

町外への発信強化のため岐南町親善大使を創設し、町にゆかりのある國光ともこさん、大島愛子さんをお願いをしているのは皆様ご承知のとおりでございます。町として、親善大使にどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

先日、議会だより52号を作成するに当たり、大島愛子さんと私ちょっとお話をする

機会がありました。彼女は、岐南町にできることは協力しますと力強い決意をしてみえます。親善大使の方と密に連絡を取り、町の魅力発信の施策を望むものであります。

2つ目、まちおこしについて伺います。

町出身の著名人と協働してまちづくりに取り組んではどうかご提言申し上げます。ふるさと岐南町に思いを寄せてみえる著名な方も多々いるやとお聞きします。

また、岐阜県無形民俗文化財に指定されております伏屋の獅子芝居の保存と伝承事業は、まちおこしの一環として後世に受け継がれる文化活動であります。私も公務の一環と思い、11月19日日曜日、岐阜県の獅子芝居の保存と伝承事業の一環として、岐南町獅子舞会館において、岐阜県獅子芝居公演が開催されたのを見学しに行きましたが、本当に非常に感動いたしました。

この岐南町伏屋の獅子舞保存会及び関係各位の並々ならぬ努力、あるいはご尽力に、この場を借りてお礼を申し上げますとともに、今後のますますの発展をお祈りし、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井 明君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の4項目め、魅力あるまちづくりの取組について、1番目のご質問、岐南町親善大使についてお答えいたします。

まずもって、先ほどの紙鉄砲の話ですが、なぜこういう話が出たかという、山県市は明智光秀が出生の地だと言われておりますので、その明智光秀が鉄砲の名手ということで紙鉄砲のリレーをしたということでもあります。参考までに。

本町の魅力を町外に広く発信する岐南町親善大使事業は、個性的なまちづくりにおけるアウトプロモーションの一環として、また町民が我が町を誇りに思う情報提供として以前から取り組んでまいりました。

現在は、ソプラノ歌手、國光ともこさん、キャラクターフード作家の大島愛子さんに委嘱しております。

ご質問の親善大使に対する町の支援については、本町発展のため、これまで以上に親密な関係を築くよう担当部署へ指示したところでございます。

具体的には、親善大使の活動に必要な道具、すなわち最新の岐南町の情報や相手の印象に残るような意匠を凝らした名刺、新しいキャラクターグッズなどのアイテムを提供してまいりたいと考えております。

また、親善大使から町外での活動の報告があったときは、町民の皆様に広報紙などを通じていち早く詳しくお伝えしてまいります。

次に、2番目のご質問、まちおこしについてお答えいたします。

議員のご質問にありますように、3年後の令和8年度には、本町は町制施行70周年を迎えます。町出身の著名人と協働してまちづくりに取り組んではどうかという議員のご質問については、私も同意見であります。

しかしながら、町出身の先人、著名人になると、一長一短があり選定するのに難しいと思われれます。もし村山議員も情報があればご提供をお願いいたします。この町をさらなる発展に向かわせる原動力は、町民一人一人のマンパワーにほかなりません。

また、お金をためることにまして人をためること、言い換えれば「ヒト・モノ・コト」を紡ぐ文化がこれからのまちづくりに必要とされるのではないのでしょうか。いずれは、町にも県人会のような団体ができることを願っております。こうした組織が実現できれば我が町への愛着心も一層高まり、地域はさらに活性化するものと期待しております。

そのために、町民や本町にゆかりのある人物の活動、受け継がれる文化活動については、引き続き、庁舎内担当部課及び担当職員で連携して情報収集に努めてまいります。以上であります。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時36分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目について、分割質問にて質問をさせていただきます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

1項目めは、新年度予算の策定期を踏まえ、町の姿勢を尋ねるです。

現在、新年度予算の策定が行われている時期に入っています。個別具体的な施策は現時点では全く分かってはおりませんが、どのような考え方、姿勢を持って策定していくのか、町政を考えておられるのか。今回は大枠という形ではありますけれども、身近にある疑問や問題を踏まえてお尋ねのほうをさせていただきます。

それぞれご答弁をいただく形にはなりますが、8項目ありますので、ご答弁の内容によっては、掘り下げることについて次回以降の議会で改めてお尋ねをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

では1つ目、企業の地域貢献について。

行政や自治会が行う活動などの地域貢献活動に企業側も参加していただけるような施策やメニューの打ち出しを積極的に取り組んでいただきたいと考えています。とはいえ、企業側が自発的に取り組むことはなかなか難しい状況があるように思います。ですが、直接の声かけや町からのアプローチなどがあれば、参加する機会を待ってみえる企業が潜在的に多々おられます。また、これは企業だけでなく個人事業主にも言えることではありますが、行政、住民、企業がつながって町を盛り上げようとする意識を持たせる、高めることが魅力あるまちづくりにつながるものだと考えています。いかがでしょうか。

2つ目は、防災活動について。

自助・共助の観点において、個々や自治会単位の意識改革や啓発を行うための訓練、講義などを推進することが必要だと考えます。あくまで総合防災と地域防災は別物で、必ずしも同日に行う必要はないのではないのでしょうか。特に地域防災は、行政が町民に対して具体的な方針、例えば備蓄や避難方法を示し、それを実現するための協力体制を整える。ある意味、強制となっても必要なことであると思います。また、総合防災としては、消防団、水防団、自衛隊、インフラなど、事前の連携や調整、訓練は必要であると思います。町の姿勢としてもこれらの活動が、やってくださいというような形ではなく、一緒にやりますという形が好ましいと思います。

昨年のシェイクアウト訓練の検証は行われているのでしょうか。机の下に隠れた人がどれだけおられたのでしょうか。そういえば防災訓練があったよねでは終わっていないのでしょうか。お尋ねします。

3点目は、資源回収の開催日数についてです。

とある自治会長から、昨年の10月にご相談させていただいた件になります。開催日は年42回ほどありますが、この回収には自治会の班長さんがお手伝いとして参加しているところが大部分です。朝早くから参加しなければならず、これが日常生活に大きな負担となっている現状があります。また、これが自治会離れの原因になっている一番の理由になっていると考えます。これは平島自治会で一応皆さんのご意見を聞いたときの一番の理由ではありました。

そのことから、回数を変えれば、当然業者間との契約額、様々な問題が生じてくるとは思いますが、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、行政が主体となって交渉を進めるべきで、まずは回数の削減・軽減を行っていただきたいと思っております。それが持続可能な自治会、環境美化監視員の在り方につながるものだとも考えております。お尋ねします。

4点目、町民運動会についてです。

一般質問の際には、どのような検証や討論などの内容を具体的に時系列で経過説明を求めませんでした。今さら自治会長のみのアンケートというのも正直意味があることなのかと考えます。町が考える地域コミュニティの形成や健康増進という目的達成に対して、数十年前からの事業が変化することもなく実施されることについて、果たして時代との整合性は取れているのでしょうか。既に自治会対抗のていをはなしてはいないのではないのでしょうか。自治会員が参加できる種目が少ない。これについては、校下別の開催で自治会員が参加する、楽しむことができる種目を増やすことはいかがでしょうか。また、自治会という枠を超えて、参加したい人だけで開催する方法はないのでしょうか。

今年度の運動会の参加人数はどうであったのか。現状の課題、問題点なども含め、フィードバックを広報すべきと考えております。また、アンケートの結果、今後は中止という声が多数であった場合になくしてしまうのか。私は、そういう観点のものではないと考えてはおりますが、単に迎合ではなく、その時代に合わせた開催方法を模索していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

5点目は、ごみ有料化の目的についてです。

新施設の稼働に向けて、その費用負担の鍵となるごみの減量を主張されるのは理解できます。これから述べるところは環境省からの引用にはなりますが、1つ目、自治体の責任と役割。生活環境保全上の支障の除去、詳しくは廃棄物処理法の自治体の権限。生活環境の保全と適正処理は自治体の責任である。自治体が処理責任、管理責任、情報提供義務、説明責任、コンプライアンスなどをきちんと果たすことが必要である。2つ目、自治体の廃棄物処理（3R）は自治事務である。3つ目、一般廃棄物処理計画の策定。廃棄物処理は、廃棄物処理法により自治事務であり、自治体の責任であり、自治体の裁量権があります。その意味で自治そのものであり、自治体の姿勢が問われる。

非常にちょっと分かりにくい文章でもあるんですけども、いずれにしろ、原則は税金で処理されるべきであるというふうな解釈です。これを有料化ということは、個人の責任になります。しかし、個人で搬出されるごみの量には違いがあり、税金では不公平があるということから、受益者負担の原則に基づいて有料化を行うといった説明が現状なされていないかとは思いますが。

また、全量を有料化するわけではなく、限度を定めるということで、一定の量は最初のごみ処理責任は自治体の責任であるという観点から、税で負担、公平性を保つということも必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

6つ目、自治会の印刷機について。

総務課の職員が印刷、請求書の発行などの管理を行っていますが、精算に関しては、都度の請求書の発行を行うのではなく、絆交付金の基本交付金の対象になっていることから、次年度の交付金から差し引けばよいと思います。これは無駄な手間を省くという意味ではありません。

ここでお伝えしたいのは、そもそも町の職員にはそのような次元の仕事ではなく、ほかにやるべき仕事があると考えています。負担の簡素化という意味合いでも、自治会連合会への各自治会からの会費負担を増やすことで、そのお金で事務をこなすパートを雇う、複合機を取得させて利用させるなど、あくまでも町と自治会の活動は別物として、協力体制を構築していくことが必要だとは思いますが。現在の仕組み、こういったささいなことが自治会は町の下部組織といったイメージにつながり、やってくれる、やるべきだといった擦りつけ合いになります。

大げさにお話をしましたが、防災も含め、それぞれが独立した組織体を確立していくべきではないでしょうか。お尋ねします。

7つ目です。自治振興について。

赤十字からの補助金、益金の当町における具体的な運用例、用途はどのようになっておられますか。社会福祉協議会の会費の自治会への還元については、過去の自治会長会議でお話がありましたが、これらも啓発や推進の観点から、具体的に示す必要があると思います。また、積極的な姿勢が見られない、身近に感じられないことから、賛同するといった意識が高まらないとも思います。

募金活動について、ぎなんフェスタで、例えば募金箱を持って回られたのか。単にブースが設置されていただけではないでしょうか。なかなかないこういった機会だからこそ、目に見えるような大げさな活動が必要であったとは思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

最後、8番目、伝統文化について。

岐南町には、獅子舞をはじめ様々な文化や歴史があります。一部にはスポットが当たる反面、それ以外の史跡などに対する教育や意識は低いように感じています。例に、平島では、飯沼勘平の供養を毎年三社祭に併せて行っていますが、こちらについては職員の皆様はご存知でしょうか。

町民憲章に「文化のかおりたかいまちをつくりましょう」とあるように、それを唱えている町が各地域行事などをどこまで把握されておられ、関わりを持っておられることをお尋ねしたいところではありますが、今回のところでは質問はしません。

今の大河ドラマでは徳川家康が主人公となっており、関ヶ原の前哨戦でもある米野

の戦いは当町の地域の範囲にもあり、旬のネタを取り上げていく手法も取り入れては
いかがでしょうか。お尋ねします。

以上8点、たくさんありますが、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の1項目め、新年度予算の策定期を踏まえ、
町の姿勢を尋ねるの1番目、3番目、5番目のご質問にお答えいたします。

初めに、1番目のご質問、企業の地域貢献についてお答えいたします。

一般的に企業の地域貢献は、企業が自社の利益だけでなく、地域社会の発展に寄与
するための活動を示すものと考えております。

日本には古来、「売手よし、買手よし、世間によし」という三方よしの精神があり
ます。これは、商売において、売手や買手が満足するのはもちろん、世間（社会）に
も喜ばれるべきだという考えによります。古い時代から地域貢献、社会貢献の文化が
根づいていた日本であります。右肩上がりの高度経済成長期は、売上や利益を上げ
ることが大事であるという風潮があり、当時は納税することが地域貢献と多くの経営
者が考えるようになっていたものが、その後のバブル崩壊を契機に、1990年代頃から、
企業は社会的責任を果たすべきだという動きが生まれ、地域貢献活動が盛んに行われ
るようになりました。

企業の地域貢献の具体的な形態としては、金銭的な寄附を行う資金的支援、また物
資の寄附を行う物的支援、清掃活動や教育活動などに参加する人的支援に分類するこ
とができます。

本町で展開されている資金的支援としては、例えばぎなんフェスタに代表されるイ
ベントにおいて多くの町内企業より協賛金をいただき、盛大な開催につなげることが
できました。まさに企業の地域貢献でございます。

物的支援としては、災害応援協定に代表される災害時の物資の支援などが該当いた
します。

議員ご指摘の人的支援としての地域貢献を掘り下げてまいりますと、清掃活動は町
内の多くの企業が継続して活動をしていただいております。具体的な事例として、岐
南町環境美化表彰実施要綱では、環境美化の向上及び推進活動に努め、町民の模範と
なるべき善行があり、継続しておおむね毎月1回以上の活動を行った者に対して表彰
を行い、その行為に敬意を表しております。これまでの実績としては、16団体のうち
13社の企業に対し表彰いたしております。

また、岐南町商工会における施策としては、青年部において、ぎなんキッズお仕事
探検隊として、子供たちが大人に成り切って好きな仕事やサービスを体験できる、子

供が主役の岐南町版キツザニアイベントを開催し、多くの町内企業が一堂に集い、町の教育活動に寄与していただいております。

そのほか、毎月のマイタウンぎなん12月号にも掲載しておりますが、建設部会において、福祉課や民生児童委員の方と協力しながら、独り暮らしの高齢者宅へ住宅改修ボランティア事業を実施し、家具の転倒防止、蛇口の水漏れ対策、電球の交換など、高齢者のお悩み解決に尽力していただいております。

以上のように、既に町内の企業の多くが地域に対し、様々な場面においてその力を還元していただいている状況でございます。

町内企業は、大切な地域の構成員であり、地域の活性化において欠かせない存在であります。これまでの地域貢献活動など、引き続き地域との良好な関係が続くよう、町ではその活動を広報紙などで広く住民に周知してまいりたいと考えております。

次に、3番目のご質問、資源回収の開催日数についてお答えいたします。

資源回収等の開催日数につきましては、令和4年度に当時の自治会長及び環境美化監視員を対象に実施いたしましたアンケートにおいても、開催日数が多いとのご意見をいただいております。また、天候に関わらず、前日あるいは早朝からの準備など、自治会に相当のご負担をいただいていることは承知しているところでございます。

現在、ごみの分別は15種類であり、その回収回数は、緑ごみが月1回、燃える大型ごみ、金属類、ガラス・瓦礫類は2か月に1回、リサイクル資源につきましては、プラスチック製容器包装類が月2回、瓶・缶・ペットボトル、紙類などが月1回でございます。これらのうち燃える大型ごみを除いては、緑ごみと金属類、プラスチック製容器包装類と瓶・缶というように2品目を合わせて回収しており、各自治会につき、月に3回から4回、年間42回の回収日を設定しております。

収集方法につきましては、自治会によって決められた場所に排出してもらい、そして回収するステーション方式で運用しております。このステーション方式を維持しながら回数を減らす方法として、各品目の回収回数を減らしたり、回収品目を今よりさらに集約することが考えられます。

ただし、各品目の回収回数を減らすということは、各家庭にとどめおくごみの量が増えることとなります。また、回収品目を集約することは、品目によっては物量がかさばり、ごみ等が道路にあふれ、通行の妨げになるおそれが生じるほか、ごみの排出や回収に伴う車両の増加による事故の危険性や道路渋滞などが懸念されます。さらに、回収には相当の時間を要するため、委託先の受入れ体制や施設の処理能力など様々な点を考慮しますと、実現に至っていないというのが今の状況でございます。このことにつきましては、令和4年度の自治会の在り方検討委員会においてもご報告させてい

ただき、継続的に検討するようご要望いただいております。

このような課題も含め、次期ごみ処理施設が令和9年度から供用が開始いたします。この供用開始の令和9年度までにはごみの有料化の導入を考えております。有料化と並行し、全ての種類のごみや資源を現行のステーション方式で収集するのではなく、一部の種類のごみや資源を町全体で集約して行う拠点回収方式とすることも視野に入れ、少しでも自治会のご負担を軽減できるよう検討をまいります。

次に、5番目のご質問、ごみ有料化の目的についてお答えいたします。

家庭ごみの有料化は、自治体のごみ処理が受益者を特定できるサービスであることに着目して、排出者に排出量に応じた処理費用の一部を負担していただく受益者負担の原則に基づいた制度でございます。本来、税金で処理するべきごみを有料化する狙いは、主に3点ございます。

1つ目は、負担の公平化でございます。各家庭から排出されるごみの量には違いがあり、減量する人としらない人の公平性を有料化により担保しようとするものでございます。

2つ目は、ごみ減量に関する町民意識の高揚でございます。有料化により、ごみ処理に対する金銭的な意識を持たせ、そこからごみの減量や分別に意識を向けていただくことでごみの排出量を抑制しようとするものでございます。

3つ目は、ごみ処理経費の削減です。ごみの排出抑制による処理費用削減に加え、有料化により得た収入をごみ処理費用の一部に充てることで、町のごみ処理費用を削減しようとするものでございます。

また、そのほかにも、ごみの有料化は、現在個人負担がないがゆえに問題になっております他市町からのごみの流入やごみの排出抑制に伴う環境面への効果も想定されます。

羽島市福寿町平方地区に建設される岐阜羽島衛生施設組合の新しいごみ処理施設は、令和9年度からの稼働に向け、いよいよ来年度から建設工事が始まります。町は、今後ごみ処理費用に加え、この建設費用に係る負担金を支払っていかねばなりません。各市町が支払う負担金は、令和11年度以降、ごみの排出量によって毎年度精算されることになっており、継続的にごみの減量に努めることが必要でございます。

ごみの有料化に関しましては、令和9年度までの導入を目指し、対象品目、金額、収集方法などを近隣自治体の導入例を参考にしながら検討をまいります。

住民の皆様には、ごみの有料化に対するご理解と、併せてごみの減量に対する意識を持っていただけるようきちんと説明し、混乱が生じないように、有料化に移行するまでの期間を確保して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の1項目めの2番目のご質問及び6番目のご質問にお答え申し上げます。

まず2番目のご質問、防災活動についてお答え申し上げます。

今年度から、町の総合防災訓練とは別に、住民の自助・共助の意識の高揚を目的として、自治会主催の自主防災訓練への協力・支援を実施いたしております。今年度4月の自治会長会議にて本事業の概要及び活用の周知を行っており、現時点での実績は、34自治会中、実施済み13団体、実施予定4団体となっております。実施日時や訓練内容は各自治会の代表者との事前の打合せで決めております。

現在、訓練メニューは5つにパッケージ化しており、議員が言われた備蓄数量や避難方法については、メニューの一つである総務課職員による防災講話に含まれ、講話を通じて住民に周知を図っているところでございます。

また、東消防署職員や消防団の協力による救護訓練や消火訓練、県協力による弾道ミサイルを想定した訓練もメニューとして整備し、関係機関との連携・協力体制を構築し、一体となって地域防災力の向上を支援していただいております。

しかしながら、その他の機関とは連携は行っているものの、より緊密な連携を図りながら事前防災対策を講じることが不可欠であると考えております。定期的な通報訓練のみではなく、関係機関合同で行う訓練など、防災意識をさらに高める施策の実施については今後検討いたしてまいります。

次に、訓練の検証につきましては、シェイクアウト単体での検証は行っておりません。ただし、昨年、防災訓練全体に関する事後アンケートを自治会の参加者を対象に行いました。当該アンケートも参考に自治会防災委員会議で検討していただき、今年度の総合防災訓練を実施いたしました。今後、より効果的なアンケート調査を行うためにも、回答形式や設問内容等を工夫してまいりたいと考えております。

なお、今年度の総合防災訓練におきましても、参加いただきました自治会代表者に対して当該アンケートへの協力依頼をしております。得られた意見や課題につきましては、平時の取組の改善、そして次年度以降の訓練内容をブラッシュアップするために活用するとともに、アンケート結果は自治会防災委員会議などでご報告してまいりたいと考えております。

次に、6番目のご質問、自治会の印刷機についてお答え申し上げます。

自治会は、住みよい地域社会実現に向けて、それぞれの地域の実情に合わせた自主的・主体的な活動を実施しており、様々な課題もあるかと存じますが、既に自立した組織であると認識いたしております。自治会はあくまで任意の住民自治組織ではご

ございますが、まちづくりの根幹の部分を担当しており、行政との連携が不可欠な組織でございます。また、岐南町自治会連合会の規約におきましては、連合会事務所は町に置くものと定められておるとおり、行政には自治会を支える役割があるため、自治会が行う活動に当たり、支援が必要な部分につきましては、可能な範囲内でご協力させていただいているところでございます。

町は、自治会に対して様々な支援を行っており、その中の一つがコピーサービスでございます。当初、自治会より自治会活動に必要な資料作成のためのコピー機導入のご要望がございましたが、新たにコピー機を導入するのではなく、役場に原本を提出し、職員が庁舎のコピー機で印刷しお渡しするという現在の形での支援となりました。

また、議員のおっしゃるとおり、自治会の印刷費用は絆づくり交付金対象経費ではございますが、その印刷費用を本交付金を財源とした支出とするかどうかは各自治会に委ねられております。なお、以前はその都度請求書を発行しておりましたが、見直しにより1年間の利用枚数を集計して年1回の発行に簡素化いたしており、職員にとってもさほど大きな負担ではございませんので、現在の方法を変更する予定はございません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松本議員の1項目め、新年度予算の策定期間を踏まえ、町の姿勢を尋ねるについての4番目のご質問、町民運動会についてにお答えします。

岐南町民運動会は、スポーツ協会で検討していく行事でございます。来年度は自治会の意見も聞き、取り入れることを予定しております。

スポーツ協会は、各自治会、各スポーツ連盟・協会、スポーツ少年団、PTA及びスポーツ推進委員で構成された団体であります。町民運動会は、これらの代表で役員会を開催し、検討して実施されている行事でございますので、町全体で協議されているものと考えております。過去には、校区別での開催を検討されたこともありますが、自治会の負担が大きいとの反対意見もあり、実現いたしておりません。種目につきましては、自治会単位の参加のみではなく、町民誰でも自由に参加できるように行われているものと認識しております。

今回の運動会につきましては、4年振りの開催でありましたが、多くの方の参加があり、盛大に開催されたと感じております。

役員会は、先ほど述べましたスポーツ協会の代議員77名の方のアンケートも含め開催、来年度に向けて課題や方向性が検討される予定でございます。

今回の反省点、自治会の提言等を反映させ、よりよい町民運動会になるようご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、8番目のご質問、伝統文化についてにお答えします。

本町には、岐阜県指定重要文化財として、有形民俗の旧宮川家住宅一棟附生活用具一括、無形民俗の伏屋の獅子芝居があります。また、岐南町指定文化財として、有形が5件、有形民俗が6件、史跡が5件、天然記念物が1件の合計17件があり、令和4年4月には新たに伏屋の地芝居衣装点が14点指定されました。

これらの文化財は、文化財保護法第3条に、政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことができないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように周到な注意を持ってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないとあります。

本町には、歴史上または芸術上重要な文化財を収集保存し、一般に公開してその教養を高め、愛郷心を涵養するとともに、学術及び文化の向上に寄与するため、歴史民俗資料館があります。歴史民俗資料館では、小学校2・3年生の見学を受け入れております。展示してある道具を実際に見て、道具の変化から生活様式の変化を考察するなど、子供たちの学びの場として機能をいたしております。収蔵品の展示に限らず、定期的に企画展示を行うことにより、来館のきっかけをつくり、郷土の歴史や文化活動への関心を持っていただく機会を提供しております。

また、本年度も公民館が主催する子ども教室では、キッズウイーク中に「岐南・れきし・まち歩き」と称して、町内の史跡を見学する講座を実施しました。来年度には、「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催が予定されております。本町では、伏屋の獅子芝居を中心に、県内幾つかの団体と共に公演を行います。多くの町民の方に文化に親しんでいただくきっかけにしたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松本議員の1項目め、新年度予算の策定期限を踏まえた町の姿勢に関する7番目のご質問、自治振興についてお答えいたします。

日本赤十字社は、日本赤十字法に基づき設立された法人で、東京に本社を置き、全国47都道府県の支部、市町村ごとの分区で構成されております。

その活動は、戦争や紛争犠牲者の救援、自然災害の被災者救援、医療・保険・福祉分野における人道支援事業が中心であります。また、日本赤十字社の活動資金の原資は、主に会員からの会費や寄附であり、団体寄附や各分区の会員募集活動などを通じて各支部に寄附金が集約される仕組みであります。本町におきましても、例年7月に自治会長を通じ、地域の方々に会員募集を呼びかけております。

岐南町分区の活動資金は、岐阜県支部から交付金として配分されており、令和4年

度の実績で合計40万8,535円が交付されております。

交付金の使途は、日赤奉仕団の活動費、炊き出し訓練費、広報活動などの経費が主なものでありますが、過去に岐南町分区より救護用車両や防災備蓄倉庫、炊き出し用資機材、災害用テントなどが役場に配備されました。

同法人の活動資金の多くが寄附や会費によって賄われていることから、本町としましても、ぎなんフェスタをはじめとするイベントにおける広報活動、町の広報媒体の活用など、様々な機会や手段を提供し、広報活動を支援してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

再質問は行いませんが、4番目の町民運動会についての件ですけれども、こちらはスポーツ協会が検討していく行事とのご答弁はいただいわけですけれども、岐南町民とあるように、町としてその在り方を考えて主張すべきではないかと考えております。

また、8番目の伝統文化についてのところですが、こちら公民館講座実施のお話がありましたけれども、実はこの講座のほうにうちの息子が参加させていただいたんですけれども、参加されたのは私の息子を含めて2人です。

ということで、どの施策についてもそうなんですけど、必ず検証、反省を行っていただいて、次回以降どうあるべきかということを必ず行っていただきたいなというふうに思います。

また、どの事業においても目的があるわけですから、それを達成するための努力を単に手段として、やりましたで終わるということではなく努めていただきたいと思えます。

このコロナ禍で様々な自治会活動、子ども会の活動が中止を、町の事業もそうですけれども、余儀なくされてきた中で、このコロナ明けということで様々なまた活動が始まっておるんですけれども、今までは通例というか、何も考えずに今年もやるというような形で事業は行われてきている部分はあるんですけど、コロナによって一度ストップしたことによって、住民の皆さんの意識が何のためにその事業をやるのか、その目的ですね、というその理由がないとなかなか動かないと、活動できないというような状況が、私は自治会長を通じて感じた部分もありましたので、町のこれから予算策定をされていく上で、その事業目的というものが明確に住民の皆さんに理解できるような形でご説明していただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

では、2項目めの質問のほうに移らせていただきます。

2項目めは、羽栗グラウンドの周辺整備についてです。

羽栗グラウンドの用地取得については、昨年3月議会でご質問させていただき、ご答弁では、現時点では新たな整備計画はありませんが、将来的な転用の可能性も視野に入れることで、本町の様々な課題の解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源になると考えていますとのご答弁をいただいております。

それを踏まえて2つ質問させていただきます。

1つ目は、周辺道路の整備について。

お成り街道の中にある伏屋4交差点の西側道路は、下水道工事も完了し、道路整備も完了している状況であります。一方、この交差点及び東方面の道路整備計画はどのようになっていますか。獅子舞会館や羽栗グラウンドが隣接する路線でもあり、これらのさらなる活用を見込んでいるならば、当然この路線の整備は優先すべき事項であると考えておりますが、どのような整備計画があるのかお尋ねをします。

2つ目、羽栗グラウンドの具体的な活用計画についてです。

前文で取得時のご答弁については述べましたが、取得からおおよそ2年近く経過しております。現在、具体的な活用・運用方針などはどのように考えられておられるのか、また計画はあるのか、お尋ねします。

2項目め、2点のご質問、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 松本議員の2項目めのご質問、羽栗グラウンドの周辺整備についての1番目、周辺道路の整備についてお答えいたします。

本町の道路整備の手法の一つに、用地買収方式による町道整備改良事業がございます。昭和51年度より、個人の宅地開発時に道路用地のご協力をいただき、主に道路の拡幅整備を行う事業です。この事業は、配置されます都市計画道路や国道、県道など基幹道路への円滑なアクセスを促し、町内への進入車両による生活道路の混雑緩和を目的としております。

町道整備計画路線の中には、一部未改良箇所があることで事業効果が十分発揮されていない路線区間があります。しかし、道路管理者として整備事業効果が高いと判断した箇所につきましては、先ほども述べました宅地開発のタイミングとは異なり、町主導により積極的に未改良部の整備を進める場合がございます。その路線の一つが伏屋4交差点を含みます国道22号線より東海北陸自動車道へ伸びる町道207号線、町整85号線です。ここ数年の宅地化、事業開発が著しく、道路整備の進捗が早い路線であります。伏屋4信号交差点を挟みます町道部分は未改良で幅員も狭く、県道側では車

両が滞留し、通行に一部支障が生じております。

議員ご質問の当該路線につきましては、これらの事由により、平成26年度より道路設計、用地測量、用地買収を順次実施してまいりました。本路線は、北側を農地用幹線用水路のパイプライン化により上部を遊歩道化しており、町を東西に結ぶ重要な道路として位置づけをいたしております。また、県道や計画道路とも交差する箇所が複数存在することから、整備する上で、通行の安全性、円滑化を十分に考慮しなければならない路線であります。

交差点東西の道路整備計画延長は180メートルほどで、事業費も高額となることから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、令和6年度以降の交差点改良を含みます道路改良工事を予定しております。

なお、同路線区内で既存建物、工作物により道路が一部狭窄している未買収箇所がございます。

今後も土地所有者の方のご事情も伺いながら用地交渉を進め、路線として事業効果が最大限発揮できるよう、車両通行の円滑化に取り組むと同時に、歩行者の安全に十分配慮した道路整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松本議員の2項目め、羽栗グラウンドの周辺整備についての2番目のご質問、羽栗グラウンドの具体的な活用計画についてにお答えします。

岐南町羽栗社会体育施設（通称羽栗グラウンド）につきましては、地域住民の心身の健全な発達及び健康増進並びに体育、レクリエーションその他の行事に供することを目的に、岐南町伏屋7丁目96番地に設置した施設であります。この施設は、運動場やテニスコートなどの体育施設のほか、噴水池などが整備され、地域住民が寄り合う場として利用されております。また、災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の仮置場として指定されるなど、体育施設以外の役割も担っております。

令和4年6月に笠松町を契約の相手方とする土地売買契約を締結し、住宅地における快適な生活環境の維持と、スポーツやレクリエーションで心と体の健康の保持増進を図ることなどの福祉向上のため、地域創生福祉振興基金の一部を取り崩し、不動産鑑定評価に基づく価格で購入いたしました。これにより、当該施設の運動場などの機能が維持でき、また施設を管理する上での意思決定は、本町単独でスピーディーに行えるようになりました。

この施設の具体的な活用・運用方法につきましては決まっておりませんが、運動場などの機能を維持し、町の活性化を視野に入れながら、幅広い世代の使用が図れるよう、将来を見据えて着実に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。14時00分から再開いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 6番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、大きく2項目について質問させていただきます。

まず1項目め、町民憲章についてお尋ねします。

毎議会初めに町民憲章を読み上げています。町のホームページにも載せてありますが、改めて読み上げます。

町民憲章。

わたしたちのまち岐南町は、岐阜県の表玄関です。

わたしたちは、この郷土を心から愛し、豊かで住みよい健康な都市づくりのため、この憲章をさだめ、次のことがらを生活のよりどころとして、力強く前進していきましょう。

- 一. たがいに助け合い、楽しいまちをつくりましょう。
- 二. 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくりましょう。
- 三. きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 四. 青少年に夢と誇りを持たせるまちをつくりましょう。
- 五. 教養を高め、文化のかおりたかいまちをつくりましょう。

このようにあります。

一般に憲章というものは何かということ辞書等で調べると、憲章とは、自治機能のある団体が設置した定款、基本規約や会則、組織の責務、権利、自治の責任等を定める、またおきてとして定めること、またそのおきて、法則、規則、方針といったようなものとされています。

そこで、以下2点についてお尋ねします。

1点目、この岐南町民憲章とは、いつ、どのように制定されたのでしょうか。

2点目、内容について、5つそれぞれがとてもよいことが書かれていると思いますが、その中で4番目の青少年に夢と誇りを持たせるまちをつくりましょうというところですが、この言葉の表現において、持たせるという、大人が青少年に何々させるといったような使役的なような感じがするところが毎回読み上げるときに気にかかる所でございます。何事も時代背景、社会情勢による影響もあると思いますが、現代に

においては青少年、子供たちも自分が主体となって進んでいくことが重要視されています。

今年度コロナウイルスの対応が変わり、多くの行事やイベントなど行われるようになり、先日行われた岐南中学校のスポーツステーションでは全員が主役という看板が掲げられていました。また、東小学校のオータムフェスティバルでも、この町民憲章を部分的に引用がされてきました。表現としてはその部分は変わっていました。町民憲章の本来の目的などから考えると、大人も子供もみんなが主役でみんなが主導していくまちづくりが望ましいことであると考えます。

であれば、このような文言など、その時代に合わせたものとするべきと思いますが、変更や新設などできるものであるのか、また議会やそのほか様々な場面で町民の意識の中に浸透していくことが望ましいと考えられますが、活用方法などお聞かせください。

以上、1項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の1項目め、町民憲章についての1番目のご質問、どのように制定されたかについてお答え申し上げます。

町民憲章は、町制施行20周年を契機として、新しく転入された住民も以前から長く本町に暮らしてみえる住民も、互いに理解し合い、心を一つにして町民のモラルを高め、社会共同意識を高揚し、本町を愛し育てる気持ちを結集する町民の道しるべとして制定されました。

制定までのプロセスにつきましては、町内の各種団体等で構成された制定委員会を組織して検討を重ね、草案を策定いたしました。制定委員会は、議会、教育委員、自治会連合会、消防団、当時の青年団、小・中学校並びにPTA、当時の婦人会、農業委員会、商工会、老人クラブ、交通安全協会、JA、民生委員児童委員協議会で構成され、策定された草案を昭和51年第3回岐南町議会定例会に答申、議決を経て昭和51年9月27日に告示し、昭和52年2月に開催されました町制施行20周年記念式典におきまして、町民憲章の宣言が行われました。

また、この憲章を町民生活の中で実践、推進し、全町民の自主的な行動に発展するよう推進するために、昭和53年8月に町民憲章推進協議会発足総会が開催され、同月第1回町民憲章推進協議会専門部会も開催されました。

この専門部会では、具体的な提案事項が提案され、役員会で決定されました。専門部会は、親切部会、環境部会、きまりを守る部会、青少年部会、文化部会の5つの部会、65名の部会員で構成され、挨拶運動の推進のためのポスター作成、通学路の整

備、空き缶・空き瓶投げ捨て防止の看板設置や販売所への周知、町の花、菊を文化祭等で普及するなど、具体的な運動方針を打ち立て、実践してまいりました。

続きまして、2番目のご質問、現代の社会状況に合わせて変えることができるかについてお答え申し上げます。

町民憲章が制定されてから47年以上が経過し、当時から社会状況が大きく変容していることは言うまでもございません。また、町民憲章が制定される2年前、昭和49年は岐大バイパス開通、岐南インターチェンジが設置された年であります。本町に転入する方たちが急速に増加していた背景から、郷土愛や共通の町民モラルなどを定着させる必要性があったのではないかと考えております。

現在におきましても、本町は微増ながらも人口増加が続き、住みやすい町として選ばれておりますが、社会やライフスタイルの変容に伴う地域の希薄化、また昨今のコロナ禍で変わった生活様式など、急速に変化する昨今におきましては、変化し続ける柔軟な戦略が必要であることは認識いたしております。

しかしながら、町民憲章は先人の英知により制定されたものであり、町民が大切にすべき価値観や行動を示す行動規範でございます。たとえ時代が変わっても、この町民憲章が制定された経緯を尊重すべきであり、これを引き継ぎ、浸透を図っていくことが重要であると考えております。

したがって、町としましては、この町民憲章の内容を変えることは考えておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

町民憲章というものが重要であることは分かりますが、岐南町ホームページにある町長の挨拶のところに書かれている言葉を見ると、岐南町は今、あらゆる分野において旧来の枠組みを超えて、新たな展開が求められています。また、自主性・自立性を高め、地域の実情やニーズに合った個性的で多様な行政をいかに効率的に展開していくか。これこそが時代の要請であり、今後の岐南町の実力が問われていくこととなりますとあります。

非常に的を射たすばらしい言葉と思いますが、その重要な町民憲章はそのままを変えることは考えておられないという、それ以上の重い理由があると思いますのでお聞かせください。

初めの質問時の東小学校のオータムフェスティバルでは、狙いとして未来の岐南町が文化のかおりたかいまち、青少年が夢と誇りを持てるまちになる契機とするとあ

り、青少年が夢と誇りを持てるまちという表現になっています。青少年の現場が狙いとされておられるのに、町は旧態依然でよいのかお尋ねします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の再質問にお答えを申し上げます。

町は、町長の言葉にもございますように、自主性・自立性を高め、地域の実情やニーズに合った行政運営を効率的に展開していくことが求められていることは、議員と同様に認識いたしているところでございます。

議員が引用されました、未来の岐南町が文化のかおりたかいまち、青少年が夢と誇りを持てるまちになる契機とするというキャッチフレーズは、東校区の青少年育成町民会議の皆様が町民憲章の一部を引用していただき、若干言い回しを変えられたものであらうと認識いたしております。青少年が自主性や自立性を育み、自ら考え、自ら行動する力が発揮できることは最も望まれることであり、目指すところではございません。

しかしながら、町や町民に与えられた責務は、そのゴールではなくその過程にあると考えております。青少年が夢や誇りを持つことができるためには、我々大人による教育や指導、見守りが必要でございます。この項目が策定された経緯は、まさにそこにあると考えております。我々大人が導くことで、青少年は自主性や自立性を養うことができると考えております。

しかし、その手法は制定当時から時間を経て異なっていると認識いたしておりますので、時代の要請に合った指導や教育方法が求められるものと思っております。

そうしたことから、青少年に夢と誇りを持たせるまちづくりは、まさに大人の責務という意味での解釈をすべきことから、この表現は旧態依然でもなく、これからも引き継がれるべきものであり、変更の必要はないものと考えております。

しかしながら、町民憲章は、さきにご説明したとおり町が策定したモデルはなく町民の皆様で策定されたものでございます。制定から47年が経過していることから、これらの内容について議論をする必要性はあると考えております。皆様のご意見を賜りながら今後の見直し等については十分検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

解釈の仕方というか、中身が皆さんしっかりと把握されていれば大丈夫と思います。

それでは2項目め、来年度予算や今後の方針などについて質問させていただきます

す。

昨年の12月議会にも、次年度の予算関係について、またそれ以前にもさせていただいたのがあります。それと、今回も私の前の松本議員が質問されたところと重なるところもございますが、通告に基づいて質問をさせていただきます。

今回、同様の全体の方針、そしてやはり次年度のみならず、想定できるものとしての町の問題や課題、5年後、10年後、またその先に向けて今考えること、また今からやっていくべきことをしっかりと把握していかなければならないと思われま

す。岐南町においては、町ができて以来、人口や税収もおおむね増加傾向で来ております。しかし、もう既に日本全体が人口減少、高齢化社会へと進行中でありま

す。予測としては岐南町も数年後には人口減少の流れになるとされております。そういったことに対しての危機感を感じ、また今のところ自然災害など大きな被害も経験せず、コロナ禍においても予測していたほどの税収減もなかったこと、人口減少傾向になったとき、それに伴い、もしも税収減となっても、慌てることなく町民の安全・安心な生活が送れるようしっかりと計画していくべきと考えま

す。総合計画を基に、現状においての様々な施策など進められていますが、岐南町に住み続ける私たち、またその先の時代に暮らしていく住民のために、生まれてから死ぬまでに関わるあらゆる物や事に対して具体的に対応を想定していくことが望ま

す。そういったことを考え、以下10点お尋ねします。

1点目、予算全体の方針についてお尋ねします。

まずは来年度のことについてですが、予算全体の方針、全体像についてどのようにお考えかお尋ねします。当然ながら来年度の税収見込みや基金の状態など、どのように予測されての方針かお尋ねします。

2点目、本年度までの多くの施策や進行中の事業など、いろいろある中での新規事業や継続事業の見直しなどについて、どのようかお尋ねします。

3点目、DX、デジタルトランスフォーメーションについては国の方針でもあり、また町の業務の効率化、職員の業務負担軽減のためでもあり、今年度新しく担当部署、デジタル推進室を設置され、今までに報告等あったことも含め進められていること、また来年度新たに進められることなど、検討中も含めお聞かせください。

4点目、健康事業についてお尋ねします。

コロナウイルスの対応が2類から5類に変わり、それまでの内向的な生活状態からコロナ禍以前のような状態に変わりつつあり、外へ出る、体を動かす、その他の健康面での事業や活動が復活してきております。ただし、現状ではコロナウイルス感染

たインフルエンザ感染の影響もなくなったわけではありません。

国民健康保険や介護保険の支払額が増加傾向など、生活する上で経済面での負担が大きくなっている状況でもあり、経済的な負担だけでなく体の負担についてなど総合的に考えると、やはり少しでも健康でいられることが全ての人にとって望ましいことでもあります。

町健康事業の考え方として、病気など具合が悪いことの回復にお金を使うより、なるべく健康状態をよい状態で維持できるようにするという前向きなお金の使い方を重点とすべきと思いますが、今年度まで実行されておられることなどについて、また来年度以降のお考えをお聞かせください。

健康事業については何年か継続してから効果が分かることもあり、時期を見て検証され、またほかの自治体での健康事業の成果など参考になると思われますので、よいもので岐南町に適するものがあれば取り入れていくべきと考えますし、町としてもそのように行ってみえたと思います。

また、前年にお尋ねしお答えいただいた、要支援1・2の効果性や有効性について検討されたことについてお尋ねします。

5点目、各種役員等の報酬や手当について。

これは前回9月議会で各種役員等の報酬について質問させていただきましたが、各種役員等の報酬額の妥当性については、経済情勢の変動や近隣市町の状況も勘案し検討するとお答えいただきました。

その中で、例として環境美化監視員について触れ、お答えもいただきましたが、現在、町全体としては全て妥当であるということでしょうか。検討されておられるものがあればお聞かせください。

職種によってはボランティア的な要素を含むものもあり、必ずしも報酬額が影響するとは限りませんが、現状において町から報酬が支払われている様々な職種の人員について不足は発生していないでしょうか。

6点目、自治会の関わる作業や行事についてお尋ねします。

自治会の行事や活動など、町の行事や事業など関連しているものが多くあります。防災訓練や敬老会については、コロナウイルスの影響もあり、やり方等が変わりましたので、次の7点目のときにお尋ねします。

各地域の除草作業や町民運動会の参加、排水路清掃、マイタウンの配付、赤十字の集金など、これらについては自治会によって行っているところと行っていないところがあったり、町としては自治会にどこまでを望まれるのかお尋ねします。

7点目、防災訓練や敬老会などの方向性についてお尋ねします。

コロナ禍以前には、防災訓練や敬老会はほぼ自治会主催の形で行われていたようでした。防災訓練においては、今年度各自治会で行われたところもあり、町全体では各小学校区別で幾つかの場所に分けて人数を制限された形で行われましたが、災害の想定を大地震とするならば、全町域で自治会に入っていない方も含め多くの方が参加すべきと思いますが、来年度以降どのようにされるのかお尋ねします。

また、敬老会も、コロナ禍前は自治会で行われていましたが、前年度より記念品、カタログブックを配付して、77歳、88歳、99歳の年齢限定で配付されました。

敬老会を自治会で行っていたときは自治会加入者が対象で、今回の方法は自治会非加入の方も対象であったのか、またどういった経緯でそうなったのか、改めてお尋ねします。

今回のカタログブックについて個別での意見を聞くと、欲しいものがないからお金にしてほしい、もったいないからやめてほしいといったこともあったんですが、もちろんよかったという方は特に何も言われないので聞いておりませんが、今後どのようにしていくのかをお尋ねします。

8点目、羽栗グラウンドの活用方法やその他町有地の利用などについてお尋ねします。

以前にも羽栗グラウンドについて、先ほど松本議員も質問ありましたが、現況の改善についてなどお尋ねしておりますが、少なくとも2億以上の負担を今したということは、すぐに活用する計画があったと思われませんが、どのようでしょうか。

説明時には、笠松町が買ってくれと言ったからとか笠松町がどこかに売却されたらどうするんだということもありましたが、そのような勝手なことはできないと思いますので、当然その羽栗グラウンドの改善方針があると思いますので、どのようかお聞かせください。

その他の町有地については、例えば以前にも質問させていただいたことがある旧北保育園の跡地について、何かに利用できそうな広さもあり、現在は広場としての利用があるのですが、町としてはそういう認識でおられるのか、ほかに活用方法を考えておられるのかお聞かせください。

9点目、各保育園や学校の老朽化の建て替え時期や財源の確保についてお尋ねします。

これも今までにもお尋ねしていますが、小学校は耐震やトイレ改修など延命を図っているのですが、いずれ建て替え時期が来ます。何年後で一度にできるのか、できれば順番はどうか、保育園などはどの順に、場所はどこになるのかお尋ねします。

10点目、円城寺厩舎移転に伴う笠松町との連携についてお尋ねします。

既に公の場で立場のある方もお話をされたりしていますが、ただ、当然ながら借地で大勢の地権者があり、移転後の跡地の活用について岐南町と笠松町の両町での考えについて検討される予算をつけておられるのですが、現場としては面積もあり、名鉄笠松駅に近いところでもあり、例えば住宅であれば両町としても人口や税収の確保などあり、もちろん地権者の意向がどうかによるところではありますが、両町の進み具合をお答えできる範囲で結構ですでお聞かせください。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の2項目め、来年度予算や今後の方針などについての1番目のご質問、予算全体の方針についてお答え申し上げます。

歳入の根幹となる町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の類型変更等を起因とした消費の持ち直しや経済活動の再開による増加が見込まれる一方、歳出におきましては、従前から継続している社会保障関係経費の増加に加え、物価・原油価格の高騰による物件費の増加が見込まれ、財政の硬直化が続いております。

また、庁舎や総合調理センターの建設、北小学校や総合健康福祉センターの改修、東小学校北舎の増築など大型の普通建設事業が続いた結果、令和4年度末現在におきまして地方債残高が基金残高を23億736万円上回り、将来負担が増加しております。

同時に、当該事業により新たに発行した地方債の償還による公債費の増加や今後発生するごみ処理施設の建設、人事院勧告による給与の引上げ、令和6年度から実施される会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴う費用負担など、多額の経常経費が見込まれております。

こうしたことから、歳入確保につながる取組を積極的に提案し、見込み得る全ての財源を計上し、全ての事業につきまして漫然と継続することなく、事業内容とその効果から事業継続の適否、国・県の補助金への適合、予算の適正規模について見直しを行っております。

また、重点事業といえども事業の必然性や費用対効果、後年度の財政負担を考慮し、中長期的な視野を持った上で経費の平準化を図り、デジタル化の推進による効率化も十分検討し、財源の許す適正な範囲で事業目的達成のための最小の経費で予算計上するよう指示をし、編成作業を現在いたしております。

令和6年度の税収の見込みにつきましては、本年度当初予算額と同額の41億円を見込んでおります。

主な税目の内訳でございますが、個人住民税につきましては、震災復興特別税の終了に伴う均等割の減少が見込まれるものの、全体といたしましては本年度を上回る15

億6,000万円を見込んでおります。

また、法人町民税につきましては、コロナ禍から景気回復にあることから、本年度を上回る2億6,000万円を見込んでおります。

次に、固定資産税につきましては、特に家屋について岐南町内での新築家屋建築が堅調に推移しておりますが、来年度は評価替えの年であり、微減の総額19億7,000万円を見込んでおります。

以上が現時点での令和6年度の主な税収見込みでございますが、町税にあっては自主財源の根幹をなすものであるため、今後の予算編成作業におきまして、税制における国や県の動向に留意するとともに、経済情勢の動向等を十分勘案し、精査の上、予算計上させていただき予定でございます。

基金の推移につきましては、現時点では歳出総額が確定しないため基金繰入額も未確定であり、明確にお答えすることは困難な状況でございます。

しかし、財源不足額を基金により補填していくこととなりますと、将来的に基金の枯渇化は避けられない状況となることから、基金からの繰入れにつきましては最小限に抑制し、財政調整基金の総額は10億円を維持してまいりたいと考えております。

なお、予算総額や主たる配分につきましては、現在予算編成作業中のためお答えしかねる状況でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目のご質問、新規事業や継続事業の見直しなどについてをお答え申し上げます。

予算編成作業中でございますのでご提示することができませんが、当町の予算編成においては、全ての歳出を町税等の自己財源で賄っているわけではなく、新たな事業を進めるには、該当する事業が国・県の交付金や補助金に該当しなければ、基金の繰入れ、起債を当てにすることになります。

喫緊の政策課題に対応するには、将来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めていく必要がございます。より効果の高い新規事業やニーズの高い既存事業に集中して実施する事務事業の選択と集中に取り組んでまいります。

続きまして、3番目のご質問、DXの進行についてお答えを申し上げます。

本町のDXの進行につきましては、議員ご承知のとおり、令和5年3月に策定した岐南町DX推進計画に基づき進めているところでございます。

令和5年度の実施状況といたしましては、各所属から選出したDX推進員により構成された岐南町DX推進プロジェクトチームを設置し、DX推進に係る具体的な事項についてBPR（業務最適化）部会、オンライン部会、キャッシュレス部会、SNS部会の4部会で検討及び検証を重ね、9月28日に開催したDX推進本部会議にて中

間報告をいたしました。

D X推進本部会議での中間報告の主な内容としましては、まずB P R部会ではB P R可能な業務の洗い出しを行い、全所属から提案を募ったところ、約90件の提案が出されました。

部会では提案内容の精査を行うとともに、予算化の必要の有無や優先順位づけについて検討し、予算化が必要な事項につきましては担当部署への提案及び情報提供を行いました。また、予算の必要のない事項につきましては、運用方法の改善やデータ処理方法の見直しなど検証を実施いたしました。

次に、オンライン部会では、先進市町の事例調査を行い、オンライン化する業務の選定をするとともに、申請フォームの作成を進め、マイナンバーカードの受け取りや申請がオンライン予約できるようにいたしました。また、申請フォームを作成できる職員を増やすため、D X推進員を対象にフォーム作成のスキルアップ研修を実施いたしました。

次に、キャッシュレス部会では、キャッシュレス端末の導入の検討として、端末を設置する窓口及び施設の選定や端末の取扱い事業者の調査を行いました。なお、キャッシュレス端末の導入には導入関連費用の予算化が必要なため、担当部署への提案及び情報提供を実施いたしました。

最後に、S N S部会では、10月に岐南町公式L I N Eのリニューアルを行い、主に2点の機能を追加しました。1点目は、欲しい情報だけを届ける仕組みを導入し、利用者自身が受信する情報を選択できるようになりました。2番目は、メニューを大幅に増やし、目的のページに簡単にたどり着けるようになりました。またメニューの増加に伴い、ごみの分別をL I N Eで調べることができる仕組みも追加いたしました。

今後につきましては、引き続きD X推進計画のアクションプランで掲げる3つの柱を基本とし、施策に取り組んでまいります。

第1の柱である多様なライフスタイルに対応した行政サービスにつきましては、今年度実施した先進市町の事例調査に基づき、住民の利便性に寄与する申請を中心にオンライン化できる業務を増やしていくとともに、D X推進員以外も申請フォームを作成できるよう、全職員を対象に順次スキルアップ研修を実施してまいりたいと考えております。また、窓口でのキャッシュレス決済の導入の検討を進めるとともに、オンライン申請するもののうち支払が発生するものについて、オンラインでのキャッシュレス決済の対応も検討いたしてまいります。

第2の柱である業務最適化を徹底した行政運営につきましては、令和7年度末をめどに国により情報システム標準化・共通化が進められており、国から示されている標

準仕様書に基づき標準準拠システムへの対応を進めております。また、本町におきましても引き続き業務最適化を進めていき、AI議事録作成システムや電子契約など業務の効率化につながるシステムの導入をいたしてまいります。

一方で、システム導入だけで全ての業務が最適化されるものではなく、日々行っている既存業務の流れを再構築し、効率的に事務処理を行うことも業務最適化につながります。今年度実施した業務最適化可能な業務の洗い出しを継続することで、業務の必要性や運用の見直しを行いつつ、業務のデジタル化を進め、より効率的・効果的に業務を行うことができるよう、DX推進プロジェクトチームや各部会にて検討を進めてまいります。

第3の柱である地域DXの推進につきましては、今年度リニューアルいたしました岐南町公式LINEの機能拡張を活用し、さらなる情報提供の機能の拡充を行ってまいります。現在、利用者が登録した欲しい情報を提供する機能により、大型ごみやリサイクル資源の収集日を通知しておりますが、子育てに関連する情報につきましても、利用者の登録項目に合わせた情報を発信いたしてまいります。

また、官民連携のDX推進として導入準備を進めている電子契約につきましては、今年度は試験運用として一部の契約から運用を開始しておりますが、段階的に適用する契約項目を増やしてまいりたいと考えております。

これらのことにつきましては、今後開催する予定のDX推進プロジェクトチームやDX推進会議で具体的な取組内容を報告するとともに、来年度以降のDX推進施策の指針となるDX推進計画のアクションプランに反映し、計画内容の更新を行ってまいります。

続きまして、5番目のご質問、各種役員等の報酬や手当についてお答えを申し上げます。

本町の各種委員の報酬は、岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例にて定められております。この条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、議会の議員を除く特別職の職員で、非常勤の者に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な項目を定めているものでございます。

非常勤の特別職職員に対する報酬は、常勤職員の給料とは異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格を持つものでございます。

報酬額の妥当性については、各種委員の職務内容の変更等があった場合などに合わせて、他市町の状況等も勘案しながら見直しの検討をいたしますが、現時点で次年度当初予算編成での変更は未定でございます。

なお、町から報酬が支払われている、環境美化監視員を含む非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく委員等におきまして、現在委員等の欠員は生じておりません。

続きまして、6番目のご質問、自治会に関わる作業や行事についてお答えを申し上げます。

1つ目の地域の除草作業でございます。

羽島用水上部利用の維持管理につきましては、町と自治会で交わした協定に基づき、年1回程度引き続き除草、ごみ拾い等の実施をお願いしたいと考えております。

2つ目のスポーツ協会が主催する町民運動会は、町民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及、奨励し、健康で明るく楽しい生活の確立と体力づくりの推進を図るため開催しているものでございます。

スポーツ協会は、PTA、子ども会、スポーツ少年団、自治会等から代議員を選出していただき運営を行っており、今年度開催の競技運営方法や反省点、自治会からの意見等を反映させながら、町民にとってよりよい運動会の開催方法を検討してまいります。

まだ内容は決定されておりませんが、町といたしましても、自治会の協力なしに町民運動会の開催は難しいと考えております。

3つ目の、排水路清掃につきましては、地元企業や農業従事者等、個別で実施していただいている事情もありますことから、作業にあっては各自治会のご判断にお任せしております。あくまでもボランティアであることから、作業頻度や作業量等につきましても、自治会のご判断に委ねてまいります。

4つ目の、本町におけるマイタウンの配付につきましては、住民の見守り機能や地域のつながりの観点から、顔の見える関係性の構築にも寄与していると考えております。

一方で、広報配付におきましては、広報紙の仕分けや各世帯への配付に伴う作業負担があることも承知いたしております。自治会を通じた配付方法以外につきましては、民間事業者によるポスティングなどの方法も考えられますが、長期的に配付し続けることができる民間事業者の確保や配付費用の課題がございます。

今後につきましては、自治会の負担軽減の観点からだけではなく広報紙配付の役割も意識しながら、広報紙の配付方法について検討してまいります。

5つ目の、日本赤十字社の集金につきましては、例年7月に自治会長を通じ地域の方々に会員募集を呼びかけていただいております。赤十字事業にご協力、ご賛同いただいた方の会費の取りまとめをお願いしたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政において、自治会の協力なしには実施することのできない多くの事業がございます。地域において、自治会と行政とがそれぞれの役割を認識し協力し合うことが、地域を快適に住みやすくする最良の方法であり、引き続きよりよい関係を築いてまいりたいと考えております。

7つ目のご質問、防災訓練の方向性についてお答え申し上げます。

今年度の総合防災訓練では、自治会防災委員会議にて提案がございました災害時における避難所開設・運営の訓練を町で初めて実施させていただきました。また、本訓練を通じて一人でも多くの住民が避難所開設・運営に関する知識・スキルを習得できるよう、参加者数の制限を設けず実施させていただきました。

今回実施した避難所開設運営は、災害時においていずれの避難所においても必須の対応でございます。今後、自治会役員が替わることや新たに転入された住民が自治会に加入されることなどを鑑み、同訓練を毎年繰り返し行うことで、誰もが避難所開設・運営ができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降の訓練も参加者数の制限は行わない方針としておりますが、自治会防災委員会議にて検討してまいりたいと考えております。

参加者につきましては、自治会による住民周知のご協力を得ながら、町としてもホームページやLINE等広報ツールを活用し、訓練実施を周知しながら、少しでも多くの方に参加していただけるよう努めてまいります。

また、今回初めて実施した訓練内容をブラッシュアップするため、ご参加いただいた自治会代表者にアンケートを実施させていただきました。本アンケートの意見や課題を来年度以降の総合防災訓練に反映することで、より有効的な訓練内容にしていきたいと考えております。

防災の基本的な考えには、自助・共助・公助の3つがあります。その中でも大切とされていることが、自らを守る自助と、地域住民がお互いに助け合う共助でございます。そのため、今後、総合防災訓練や自治会の自主防災訓練を通じまして、住民における自助・共助の意識高揚にも努めてまいります。

続きまして、8番目のその他の町有地の状況についてお答えを申し上げます。

北保育所跡地運動広場につきましては、平常時は健康維持・増進及び地域のコミュニティづくりを目的として、主にグラウンドゴルフや地域の憩いの場として利用されております。

一方、非常時は、大規模な災害が発生した場合において災害廃棄物の仮置場として利用いたします。多量の災害廃棄物は生活環境を悪化させるとともに、復興・復旧の妨げになることから、行政は速やかに災害廃棄物仮置場を設置・運営し、災害廃棄物

を適切に処理していくことが求められております。

この場所は国道156号線沿いであるため、交通の利便性から岐南町災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害時の災害初動期におきまして、混合仮置場として道路啓開や人命救助に伴い撤去された廃棄物を分別せず、一時的に保管する場所として指定されており、町有地の有効利用を図っております。

続きまして、9番目のご質問、各保育園や学校の老朽化の建て替え時期や財源の確保についてお答えを申し上げます。

各保育園につきましては、民営化されていますことから事業主が検討する必要がございます。申請がございましたら、事業主負担部分を除いて、国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合にて補助する必要がございます。

また、学校施設につきましては、公共施設等総合管理計画におきまして長寿命化とされております。改修事業には多額の費用が見込まれることから、国・県からの補助金の活用、基金の積立て、起債計画を立てながら、財源確保に向けて検討いたしてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松原議員の2項目め、来年度予算や今後の方針に関する4番目のご質問、健康事業についてお答えいたします。

ライフスタイルの多様化や高齢化などに伴い、生活習慣病、認知症患者や要介護者の増加、それに伴う医療費や介護給付費の増加は大きな課題であります。

そこで本町では、町民の健康増進と健康寿命の延伸のため、病気の早期の発見を目的としたがん検診や成人歯科健診、特定健診、乳幼児健診、感染症予防事業など、病気や要介護に至る前の予防対策を重要視し、各種事業を推進してきたところでございます。

令和4年度より実施しておりますサンデー健診は、仕事や育児などで忙しい若者世代が日曜日に健診を受けられる事業として、昨年度70名、今年度76名にご利用いただきました。若者の健康管理の動機づけや早期の疾病対策として有効な事業でありますので、次年度以降もピロリ菌検査の追加など内容を充実させ、継続してまいりたいと考えております。

さらに、次年度の新たな取組といたしまして、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象とした骨密度検査の実施や、がん経験者を講師として招き、町民を対象としたがん予防対策講座の開催などを検討しております。

介護予防の観点では、運動自主サロンにおけるサポーターや認知症サポーターの養成など介護予防事業の担い手を増やすとともに、本年度、認知機能の向上を目的に日

本健康レクリエーション学会の協力で実施した脳を元気にする教室も引き続き開催してまいります。

なお、ご質問の介護予防サービスの無料化事業につきましては、現在、令和4年度から3年間の検証を行っているところではあります。

例といたしまして、事業開始の平成28年度当時、要支援1であった80代男性が現在も要支援1のままの一方、要支援2の80代女性は、在宅サービスを利用するうちに要介護5となり、施設入所に伴って介護給付費が約10倍に増加した例もございます。

令和4年12月定例議会でもご紹介したとおり、平成28年度から令和3年度の無料化事業全体を見てみますと、現状維持または改善よりも悪化した割合が高い傾向にあります。年齢差や身体差などにより比較検証が容易ではございませんが、引き続き事業の検証及び事業内容の改善に努めてまいります。

心身の健康は全ての町民の願いであり、豊かで幸せな生活を営む上で何より重要であります。町民一人一人が安心して人生100年時代を迎えられるよう、健康づくり、予防事業を推進してまいります。

続きまして、7番目のご質問、敬老会の方向性についてお答えいたします。

令和3年度に実施した敬老会事業に関する自治会アンケートでは、全体の86%に当たる30の自治会が負担を感じており、また町の主催で実施を希望する自治会が51%、記念品配付を希望する自治会が31%でありました。

これらの意向調査を踏まえ、自治会の在り方検討会にて協議した結果、町主催による敬老事業が望ましいとの結論に至りました。そのため、庁内で協議を重ね、現在のカタログギフトによる5,000円相当の敬老記念品贈呈の内容に至っております。

カタログギフトによる記念品贈呈とすることにより、入院中や施設入所中の方、外出困難な方など集合参加型の敬老会に参加できない方にも記念品が届くこと、また対象者やそのご家族が生活スタイルや好みに応じて記念品が選択できること、さらには自治会に加入されていない方を含めた全ての対象者に対し、町を挙げて祝意を表すことができるといった様々なメリットがございます。

喜寿・米寿・白寿といったいわゆる人生の節目を対象者とし、令和4年度は314人、本年度は358人にお祝いをいたしました。おおむね好評であると受け止めておりますことから、次年度以降も引き続き本事業を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松原議員の2項目め、来年度予算や今後の方針などについての8番目のご質問、羽栗グラウンドの活用方法についてにお答えします。

岐南町羽栗社会体育施設（通称羽栗グラウンド）につきましては、地域住民の心身の健全な発達及び健康増進並びに体育、レクリエーションその他の行事に供することを目的に、岐南町伏屋7丁目96番地に設置した施設でございます。

この施設は、運動場やテニスコートなどの体育施設のほか噴水池が整備され、地域住民が寄り合う場として利用されております。また、災害廃棄物処理計画において災害廃棄物の仮置場として指定されるなど、体育施設以外の役割も担っております。

令和4年6月に笠松町を契約の相手方とする土地売買契約を締結し、住宅地における快適な生活環境の維持と、スポーツやレクリエーションで心と体の健康の保持増進を図るなどの福祉向上のため、地域創生福祉振興基金の一部を取り崩し、不動産鑑定評価に基づく価格で購入をいたしました。これにより、当該施設の運動場などの機能が維持でき、また施設を管理する上で意思決定は本町単独でスピーディーに行えるようになりました。

この施設の活用方法につきましては決まっておりますが、運動場などの機能を維持し、町の活性化を視野に入れながら、幅広い世代の使用が図れるよう、将来を見据えて着実に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の2項目めの10番目のご質問、円城寺厩舎移転に伴う笠松町との連携についてお答えいたします。

円城寺厩舎移転については、岐南町と笠松町の2町にまたがる地区であるという関係上、2町が同じ方向を向き、同一の歩調で業務を進めております。現在、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務として笠松町と連携し、合同で委託業務を発注し業務を実施しているところでございます。

この調査研究業務では、まちづくりの青写真を策定するということではなく、円城寺厩舎移転問題に関して2町が抱える課題を整理し、2町で話し合いを始める前提となる基礎資料の作成を、専門的なノウハウを有する公益財団法人岐阜県都市整備協会に委託しているものでございます。年度末までには整理された課題などが提出される予定でございます。

現段階においてお示しする内容はございませんが、岐阜県知事も県議会で答弁されておりますとおり、まちづくりに大きな影響を与える可能性を秘めた場所であることは間違いございませんので、今後も県、岐南町、笠松町が互いに連携し、様々な見地からの調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。15時10分から再開いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、多機能型地域子ども安心センターについてご質問いたします。

令和5年4月1日にこども基本法が施行されるとともにこども家庭庁が設立され、保育現場や子供、子育て世帯を取り巻く状況は大きな転換期を迎えており、子供の利益を第一に考える取組政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現は重要視されております。岐南町におきましても、一人一人の健やかな成長と発達を願い、小学校就学前の子供を対象に、定員15名中13名の支援を要する子供たち、また無園児と呼ばれる未就園児2名を預かり、保護者と子供の孤立化を防ぎ安心して子育てができる多機能型地域子ども安心センターを新設することで、定期的な預かり事業となりました。

本年度9月4日には厚生省から視察が来るほどで、岐南町は子育てに優しいまちとして、地域、行政の関係機関が一つになって「こどもまんなか社会」の実現に向かって頑張っていると思います。

1. 多機能型子ども安心センターは、支援を要する子供13名、無園児2名と定員15名に対し満員状態で、私が以前にも指摘したとおり定員15名では少な過ぎる状況であります。今後定員を増やす考えはありますか。

2. 定員を増員するのであれば、支援員、指導員の配置や増員も考慮していただけますか。

3. 認定こども園などで集団の中でなじめない子供さんがいるようで、通常保育以外での負担が多く大変だとも聞いております。そういうお子さんたちも多機能型子ども安心センターと一緒に利用できるような体制にはできないのでしょうか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 渡邊議員の1項目め、多機能型地域子ども安心センターに関する1番目のご質問、定員を増やす考え及び2番目の定員を増員する場合の支援員等の配置や増員の考慮については、関連がございますので併せてお答えいたします。

今年度開設した岐南町多機能型地域子ども安心センターは、高い専門性とゆとりのある療育環境の下、発達支援を特に必要とする幼児に対する体制強化と育児の悩みを

抱える家族の不安解消や就労環境を整備するため、町独自で実施している事業であります。保育施設で集団生活になじめない幼児を中心に利用いただいております。10月末現在、親子通所のすまいるルームに84名、幼児の預かり保育を担うはっぴールームは11名であります。

運営に従事する職員体制でございますが、すまいるルームは、昨年度まで実施しておりました岐南町通園療育ルーム同様、保育士4名の職員で対応しております。また、今年度新設したはっぴールームも、保育士を中心に4名体制で運営しており、子供の心身状態や保護者の生活状況に適した預かり日時を定め、職員の勤務シフトを組んでおります。在籍していた保育施設で個別指導を要する子供が多く利用していることから、同センターにおきましても、基本的に子供1人に対し保育士1人が対応しております。

4月の事業開始以来、最も重視してきた点は、子供の不慮のけがや事故を発生させないことです。そのため同センターには、保育園長や児童発達支援事業の経験者など豊富な保育経験や知識を持つ療育に精通した職員を配置しております。質の高い療育環境が子供の健全育成に最も有効であると考えており、また、定員15名に対し11名の利用であることから、次年度以降も同様の職員体制で臨む予定でございます。

事業を進めるに当たり、利用者の増加や新たな事業展開が必要となった場合は、事業の検証をしっかりと行い、安全性を最優先し、慎重に見直しや改善を行ってまいります。

続きまして3番目のご質問、認定こども園など集団の中でなじめない子供を多機能型子ども安心センターで利用できる体制にはできないかについてお答えいたします。

同センターは、集団生活になじめない子供を対象に事業運営を行っておりますので、引き続き各保育施設と連携・協力し、対象児童の把握・支援に努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目は、住民サービスの向上についてご質問させていただきます。

よりよい住民サービスを提供するためには、町職員一人一人の能力はもちろん、部や課による組織能力は重要であると言われており、その組織能力を高めるには、職員の適性や能力に合った人員配置が必要であります。現在、役所を含み、ほとんどの企業や組織において、上層部が人材や職務に関する情報を一元的に把握し採用、配置、処遇、育成などに関する意思決定を行う組織主導型の人員配置が一般的であります。職員のやる気、仕事の満足度の向上につながっているか、これで働き方改革にな

っているのかと疑問に感じる場合があります。定期異動やローテーション移動により、職位の様々な部署に配属させ、多様な経験を積ませる考えは分かりますが、せっかく今の部署で成果を挙げられるようになったのに、また新しい課で業務を覚えなければならないと落胆する職員もおります。また、数年後戻ってきても、あれ、どうだったかななど忘れていることもあり、また最初から覚え直すこともあると聞きます。最近では、社員主導型組織にシフトすることにより、一人一人の社員がオーナーシップ、主体性を持ち取り組む姿勢を持ち、強い信頼関係で結ばれオープンマインド、多面的な性質も認めた上で隠さず相手に伝えることで心理的安全性が保たれ、さらには、一人一人がパフォーマンスを発揮し、業績が伸びるのはもちろんのこと、創造性が発揮され、イノベーティブ、斬新的・刷新的な考え方で未来の可能性が開けている組織ができれば、適材適所の人材戦略ができ、今以上に住民サービスの向上や提供ができると思います。

1. 職員配置を検討する上で、部署ごとにどのようなスキルや資格が求められているのか。人事担当部署はどう把握しているのか。

2. 職員が保有している国家資格などの保有状況調査を実施したことがあるのか。

3. 職員が保有している国家資格や職員の職種適正を、一人一人個人情報として把握しているか。

4. 職員の適正によっては得手不得手の職種があり、また好きな職種と得意な職種と異なることもありますが、客観的にどのような方法で職員の適正を確認し、把握しているのか。

5. 客観性のあるデータから人材配置を行ったとしても、必ずしも適材適所になるとは限りませんが、職員の仕事に対するモチベーションや良好なパフォーマンスを挙げるために、現在どのような取組をしているのか。

6. 令和2年3月の一般質問で行政側も、職員が防災倉庫の書類探しに時間を費やしたり、保存状態が悪化し内容が不明瞭になった書類の理解に時間がかかってしまうことや働き方改革もあり、書類のデジタル化を実現することは、書類の保管場所確保の問題を解消できるだけでなく、職員の作業の効率化を促し、ひいては職員の時間外勤務時間の削減につながることも考えられますことから、今後、導入に向けた検討が必要だと考えておりますと前向きなご返答でしたが、これは、住民を待たせることなく対応するためにも必要なことなので、防災倉庫を建て替える前に行うべきではありませんか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 渡邊議員の2項目め、住民サービスの向上についての1番

目のご質問、職員配置を検討する上で部署ごとにどのようなスキルや資格が求められているかについてお答えを申し上げます。

役場の業務は、住民の毎日の暮らしのあらゆる面に関係しており、こうした業務を遂行するために、適材適所の職員配置を検討する上で各職員が持つスキルや資格を考慮することは、職員の能力を最大限に発揮し、もって住民サービスの向上を図る上で非常に重要なこととございます。

また、職員の基本的な姿勢として、日頃から地域住民と密接に関わる機会が多いことから、住民ニーズを把握し、そのニーズに沿った施策を立案し、その実現を目指すことが望まれております。さらに、様々な課題解決に向けて自らの知識や能力を引き出すことができるよう、不断の自己啓発も必要となってまいります。

現在、役場では、様々な職場を経験させるとともに、その過程に応じた研修を実施いたしております。幅広い職務経験により職員の視野を広めるとともに、職責に応じた知識・技術のスキルアップを図り、研修と異動とを組み合わせることによりステップアップできるよう、人材育成をいたしております。

一方、職務の中には非常に専門性が高い職務もあり、その場合は職務に合わせた資格が必要となりますことから、採用時に資格取得者を条件として採用いたしております。本町で働く保健師は、乳幼児健診など母子保健活動、生活習慣病予防の健診や保健指導など、その資格を生かして住民の健康づくりを担っております。

また、地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のそれぞれの資格を有した福祉専門職による事業実施体制で、高齢者福祉サービスの提供を実施いたしております。

続いて2番目と3番目のご質問、職員が保有している国家資格などの保有状況調査を実施したことがあるか及び職員が保有している国家資格や職種適性を一人一人把握しているかについてお答えを申し上げます。

基本的に公務員として働く際に必要な資格はございませんが、先ほども申し上げましたとおり、専門性の高い職務の場合は資格が必要となります。毎年度12月から1月に、職員から自己申告書を提出させ、人事異動の参考といたしております。

自己申告書とは、現在の担当業務、自分の適性業務、担当したい職務の希望などを職員一人一人が申告するものでございます。この中に、資格・免許・特技を記入する項目があり、各職員が所持している資格等について把握、確認しております。これが議員の言われる資格の保有に関する調査に当たるものと考えております。現在、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、歯科衛生士、臨床心理士、管理栄養士、図書館司書、水道技術管理者、水道布設工事監督者など資格を所有する多くの職員が、そ

の資格を生かした職務に就いております。

続いて4番目のご質問、客観的にどのような方法で職員の適性を確認し把握しているかについて、お答えを申し上げます。

職員の職務に対する得手不得手、あるいは職務への適性の有無につきましては、職員からの自己申告書及び毎年実施している人事評価を参考にいたしております。人事評価とは、人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、評価基準や設定された目標に照らし、絶対評価により実施するものでございます。職員からの自己申告書により、職員自身の適性や担当したい職務の希望を確認し、人事評価によりその職員が所属する部長や課長が評価した職員の適性を確認し、人事管理の参考にいたしております。

続きまして、5番目のご質問、職員の仕事に対するモチベーションや良好なパフォーマンスを挙げるためにどのような取組をしているかについてお答えを申し上げます。

ご質問のとおり、全ての職員が希望する職務に就くことができるとは限りません。しかし、役場における全ての職務が、住民の福祉の増進に必要な職務でございます。異動により希望する職務ではない職務についたとしても、まずは、その職務も希望する職務と同じように住民の福祉増進に寄与することを理解し、さらに多く職務を詳しく知ることが、より高いレベルでの住民サービスの向上につながることを理解することで、モチベーションを落とさずに職務に向き合えると考えております。

また、公益財団法人岐阜県市町村振興協会が市町村職員を対象に実施する各種研修につきましては、職員に研修メニューなどの情報提供を行い、自ら進んで参加できるよう学びの場の提供を行っております。

職場外で実施される研修につきましては、平常業務から離れた場で、限られた時間内に集中的かつ効率的に学習できる機会であることや、研修を受講する他の市町村職員との交流が図られることから、モチベーションを向上させる大きな契機になると考えております。

6番目のご質問、防災倉庫建て替え前の書類のデジタル化についてお答えを申し上げます。

現在、公文書は、紙媒体を原本とするものが大半を占め、その管理に関する業務は、岐南町公文書管理規程に基づき、1年、3年、10年、永年の区分に分類し、職員の手作業によって管理・保管されております。議員ご指摘のとおり、その作業に対しては非常に多くの労力と時間が費やされており、また、年々増加する保存書類によ

り、限られたスペースにおいては保管場所の確保の問題が生じております。

そうした課題を解決する方法の一つとして、公文書のデジタル化が挙げられます。令和5年3月に策定された岐南町DX推進計画における重点施策の一つ、業務最適化を図るデジタル技術の利用促進の中で、電子契約や電子決済の採用によりペーパーレス化を図ることで、業務効率化並びに紙の使用量の削減と紙文書の保管場所の削減を推進目標として掲げております。

そうした中、岐南町DX推進本部が設置するプロジェクトチームのBPR部会におきまして、電子文書の導入や文書管理について詳細な検討がなされました。BPR部会が行った調査によりますと、現在、防災倉庫内には公文書が保存箱により約2,000箱保管されております。そのうち、永年保存の公文書は約460箱が保管されており、現行の規程による運用が続くと、保存文書の数は増加の一途をたどり、防災倉庫内に収容できない時期が到来します。

この問題に対応する方法として、1つは現在保存されている公文書の電子データ化です。これは保存文書をすべてPDF化するものでございますが、BPR部会におきまして、これらの作業に係る費用を試算したところ約2億円という多額の経費が見込まれることから、この方式の導入は現実的ではないと考えております。

もう一つの方法は、文書保存期間の見直しでございます。さきに申し上げましたように、約2,000箱の保存文書のうち約460箱が永年保存となっております。これが保存文書数増加の大きな要因となっていることから、現行の公文書規程における文書保存期間の基準を見直し、永年保存を原則廃止することで、この問題を解消する方法でございます。この永年保存の見直しについては、国は平成23年4月に施行された公文書管理法案附帯決議におきまして、公文書の利用制限を国際的動向・慣行を踏まえ、原則30年とすることとされました。この決議により、全国の地方自治体におきましても永年保存から原則30年とする動きが広がっておりますが、当町におきましても、保管場所を削減するためにはこの保存期間の見直しが必要であると考えております。

こうした手法を検討いたしますと、議員ご指摘の公文書のデジタル化につきましては、経費等の問題により全ての文書を短期間で電子データ化することは困難でございます。DX推進計画にあります電子契約や電子決裁の導入を足がかりに、今後発生する公文書のデジタル化を推進するとともに、保存されている公文書の保存基準の見直しを併せて実施することで、業務の効率化並びに保管場所の確保をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 3つ目の質問は介護についてです。

以前にも何度も質問させていただいておりますが、在宅介護の家族への負担は逼迫していて、ケアマネジャーに相談しても何も変わらず、金銭的負担、肉体的負担、精神的負担の三重苦は現在も続いております。在宅介護に限り、リハビリ補助金やおむつ補助金などを国の基準だけでなく町独自の介護支援策の例を介護の専門家が集まる地域ケア会議などで議論し、ケアマネジャーやサービス事業者の意見も加味しながら実施を検討していただけないか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 渡邊議員の3項目め、介護に関する1番目のご質問の、介護専門職の意見も加味し、町独自のリハビリやおむつの補助金の創設を検討できないかについてお答えいたします。

介護保険制度の家事援助等は補完的なサービスであることから、要介護度の進行に伴い、ご家族の心身の負担やリハビリ利用料やおむつの購入に伴う経済的負担も増加します。

本町では、在宅介護を受ける本人の課題解決やそれを支える家族支援を検討する幾つかの組織がございます。

1つは、地域包括支援センターをはじめ作業療法士や理学療法士、生活支援コーディネーターなど、多職種連携による地域ケア会議があります。この会議では、要介護者の支援内容の見直しや処遇方針の検討、ご家族に対する助言を行っております。

2つ目は、医師や薬剤師、介護事業所、保健所などで構成された在宅医療・介護連携推進協議会です。この協議会では、医療と介護両方のニーズを併せ持つ高齢者や、その家族への支援体制の構築について協議しております。

3つ目は、被保険者代表や医師、地域福祉事務所などで構成された地域包括支援センター運営協議会です。この協議会は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスの質の確保に向けた協議、困難事例の検討を行います。そのほか、ケアマネ勉強会を通じた介護職員の質の向上や、介護事業者と家族の相互交流を行う家族介護教室など、家族介護の負担軽減に取り組んでいるところであります。

また、介護制度上の負担軽減策として高額療養費や高額介護サービスなどの軽減制度、さらに、おむつ購入費が医療費控除の対象となる税法上の軽減措置もございます。

なお、令和4年3月に厚生労働省より、おむつなどの介護用品の支給事業は、介護保険制度の任意事業の新規事業に対しては国庫補助対象外として示され、既に実施済みの市町村も、順次、廃止や縮小を進めるよう指導されている状況にあります。

これらの状況を鑑み、介護保険事業を持続可能な制度として運用していくため、専

門家の意見も参考にしながら、家族介護やおむつの負担軽減も含めた家族介護全体の優先順位を定め、よりよい介護サービスの在り方を検討してまいります。以上でございます。

————— ◆ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日12月15日午前10時から会議を開きます。

午後 3時36分 散会

————— ◆ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 原 浩 二